

成育医療等の提供に関する施策の実施状況 一覧表

本文	府省庁名	取組内容と実績
II 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項		
1 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療		
(1) 周産期医療等の体制		
1	厚生労働省	<p>○周産期医療の体制構築に係る指針において、周産期医療に関する協議会の設置について記載</p> <p>○周産期医療対策事業により、都道府県における周産期医療に関する協議会の開催などに必要な経費を支援</p> <p>(周産期医療に関する協議会設置都道府県数：47都道府県(令和4年度)、年度内に協議会の開催実績のある都道府県数：38都道府県(令和4年度))</p>
2	厚生労働省	<p>○周産期医療の体制構築に係る指針において、周産期母子医療センターの整備を通じた地域の周産期医療体制の確保について記載</p> <p>○周産期母子医療センター運営事業により、周産期母子医療センターのNICU、MFICUなどの運営に必要な経費を支援</p> <p>○周産期医療施設設備整備事業により、周産期医療施設設備に係る費用を支援</p> <p>○周産期医療施設設備整備事業により、NICU、MFICUなどの整備に対して補助</p>
3	厚生労働省	<p>○周産期医療の体制構築に係る指針において、分娩を取り扱う医療機関は、母子の心身の安定・安全の確保等を図る観点から、産科区域の特定などの対応を講ずることが望ましいなか、医療機関の実情を踏まえた適切な対応を推進することについて記載</p>
4	厚生労働省	<p>○周産期医療の体制構築に係る指針において、産婦人科以外の診療科の医師に対する研修の実施および妊婦の診療に係る相談窓口の設置について記載</p> <p>○妊婦の診療に係る医療提供体制整備事業において、産婦人科以外の診療科の医師に対する研修および妊婦の診療に係る相談窓口の設置に係る経費について支援</p>
5	厚生労働省	<p>○補償対象基準について医学的な見地から見直しを求める意見があり、有識者からなる検討会等で議論の上、2022年1月以降に出生した児については、低酸素状況の要件を廃止し、「在胎週数が28週以上であること」を基準とする制度改定。厚生労働省としては、産科医療補償制度の運営組織に対して、原因分析及び再発防止に係る財政支援を実施。</p> <p>(産科医療補償制度に加入している分娩機関の割合：99.9%、補償対象者数：4,431件、原因分析報告書の作成・送付件数：4,118件、再発防止に関する報告書の公表回数：14回(2024年12月末時点))</p>

	本文	府省庁名	取組内容と実績
	(1) 周産期医療等の体制		
6	・ 妊産婦死亡時の妊産婦死亡に関する情報集積、母体救命や新生児蘇生技術の普及など、医療における安全性を確保するための体制を整備する。	厚生労働省	○周産期医療の体制構築に係る指針において、都道府県が周産期医療関係者に対し、妊産婦死亡とその防止対策や新生児蘇生法など医療における安全性を確保することに資する研修を実施することについて記載
7	・ 各地域において、地域医療構想や医師確保計画を踏まえ、周産期医療体制を維持する観点から、周産期医療の集約化・重点化を推進し、分娩を担う医師をはじめとした周産期医療を担当する医師及び新生児医療を担当する医師、助産師、看護師等の確保を図る。	厚生労働省	○周産期医療の体制構築に係る指針において、周産期医療を担う医師、特に分娩を取り扱う医師および新生児医療を担当する医師、助産師、看護師等の確保が重要である旨を記載 ○医師確保計画策定ガイドラインにおいて、都道府県により産科、小児科における医師確保計画を策定することについて記載 ○産科医療を担う産科医等の確保事業により、産科医等の派遣に必要な費用を支援 ○小児集中治療室医療従事者研修事業により、小児の集中治療に係る専門的な実地研修に必要な経費を支援 ○新生児医療担当医確保支援事業により、新生児担当医手当などに係る費用を支援 ○医師派遣等推進事業により、医師派遣に係る費用を支援 ○産科医等確保支援事業により、分娩手当などに係る費用を支援 ○産科医等育成支援事業により、研修医手当などに係る費用を支援 ○看護職員の確保については、「新規養成」、「復職支援」、「定着促進」を3本柱に、地域医療介護総合確保基金などを活用し、看護師等養成所や病院内保育所の運営などに対して財政支援等を行っている。 ○医療提供体制推進事業費補助金により、助産師出向などを通して助産実践能力向上等の支援を実施
8	・ 周産期医療等を担当する助産師、看護師等の定着・離職防止等を図るため、医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組を計画的に推進する。助産師活用推進事業や院内助産・助産師外来の推進により、助産師と医師の連携・協働を図る。	厚生労働省	○医療機関の看護職員等の医療従事者の勤務環境については、医療法に基づき、平成26年10月から各医療機関に勤務環境改善に取り組むことが努力義務化されており、以下のとおり支援を実施 ・ 医療勤務環境改善支援センターにおける、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関に対する支援 ・ 地域医療介護総合確保基金による、短時間正規雇用など多様な勤務形態を導入するための経費や、仮眠室・休憩スペースなど夜勤負担の軽減につながる施設整備等に対する支援 ・ 地域医療介護総合確保基金により、院内助産や助産師外来の整備に必要な支援を実施 ○周産期医療の体制構築に係る指針において、院内助産や助産師外来の活用を進めることについて記載している
	(2) 小児医療等の体制		
9	・ 各都道府県が策定する医療計画においては、小児医療体制の整備・推進や、地域のこどもの健やかな成育の推進に関する事項について盛り込むことが望ましい。また、各都道府県において、小児医療の関係者は、当該事項について、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者等と連携を図ることが期待される。	厚生労働省	○小児医療の体制構築に係る指針において、医療・保健・福祉の連携を図るため、小児医療に関する協議会の構成員は、医師、看護師を含むことを基本とし、保健師、児童福祉関係者、学校・教育関係者等の参画を検討することについて記載している。
10	・ こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医機能の普及とともに小児初期救急センターや小児救急医療拠点病院、小児救命救急センター等の整備とともに、休日・夜間における小児の症状等に関する保護者等の相談に対し小児科医・看護師等が電話で助言を行う「子ども医療電話相談事業（#8000事業）」の整備を支援することなどにより、小児医療体制の充実を図る。	厚生労働省	○小児医療の体制構築に係る指針では、全ての小児医療圏で小児救急医療を含めて常時小児の診療ができる体制を確保するとともに、一般の小児医療との連携も視野に入れながら小児の医療体制を構築することや、子どもの健康を守るために家族を支援する体制の一環として、急病時の対応等について健康相談・支援を実施することについて記載 ○#8000情報収集分析事業により、#8000事業における相談内容などの情報収集や広報の実施 ○#8000対応者研修事業により、#8000事業に従事する医師、看護師等の質の向上や対応の均一化を図るための研修を実施 ○#8000全国相談件数（年間）：1,156,196件（令和4年度） ○かかりつけ医機能が発揮される制度整備として、通常の診療時間外の診療なども含めた継続的な医療を要する者を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能を、医療機関から都道府県に報告し、地域関係者との協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討する「かかりつけ医機能報告制度」を創設。当該報告制度の詳細について、「かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会」において議論を重ねてきたところであり、令和6年7月末にとりまとめを行った。現在、当該とりまとめを踏まえ具体的な制度運用について検討しており、令和6年度末を目途に改正省令や制度運用ガイドライン、事例集等をお示しする予定。

本文		府省庁名	取組内容と実績
(2) 小児医療等の体制			
11	・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3（2021）年法律第81号）に基づく施策と連携して、医療的ケア児等の在宅療養後方支援病院の設置やレスパイトの受入れ体制の確保を促進するなど、小児在宅医療体制の充実を図る。また、障害児に対応できる歯科医の育成や小児在宅歯科医療体制の充実を図る。	厚生労働省	○第8次医療計画等に関する検討会等において小児在宅医療について議論し、第8次医療計画より在宅医療チームの一員として小児の訪問薬剤管理指導を実施している薬局数及び小児の訪問薬剤管理指導を受けた患者数を在宅医療の体制構築に係る現状把握のための指標例に追加した ○小児医療の体制構築に係る指針において、医療体制の構築に必要な事項として、NICUを退院した医療的ケア児等が療養・療育できるよう、療養・療育支援が可能な体制、緊急入院に対応出来る体制、レスパイト等の受入れ体制の整備について記載している。 ○周産期医療の体制構築に係る指針において、在宅において療養・療育を行っている児の家族等に対し、日中一時支援事業を活用し、レスパイト等の支援を実施することについて記載している。 ○小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（努力義務事業）において、自治体が行うレスパイトを目的とした小児慢性特定疾病児童等の一時預かり等に対する財政支援を実施 ○難病等制度推進事業において、事業者が実施する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の立ち上げ支援に対する財政支援を実施
12	・ 小児医療等を担当する看護師等の定着・離職防止等を図るため、看護師を含む医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組を計画的に推進する。	厚生労働省	○医療機関の看護職員等の医療従事者の勤務環境については、医療法に基づき、平成26年10月から各医療機関に勤務環境改善に取り組むことが努力義務化されるとともに、令和6年4月から勤務医に対する時間外・休日労働時間の上限規制が適用されており、以下のとおり支援を実施 ・ 医療勤務環境改善支援センターにおける、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関に対する支援 ・ 地域医療介護総合確保基金による、短時間正規雇用など多様な勤務形態を導入するための経費や、仮眠室・休憩スペースなど夜勤負担の軽減につながる施設整備等に対する支援
13	・ 小児医療等における専門的な薬学管理に対応するため、医療機関・薬局の医療従事者間の連携を推進する。	厚生労働省	○令和4年度薬剤師の資質向上等に資する研修事業において、小児患者に対して高い専門性に基づく薬学的管理を実施し、地域の薬局と医療機関等が薬学管理情報の共有を効果的に行うための取組を実施
14	・ 災害や新興感染症のまん延に備え、小児医療を継続的に提供できる体制の整備を平時から図る。	厚生労働省	○小児医療の体制構築に係る指針において、災害時や新興感染症のまん延時に、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、都道府県が「災害時小児周産期リエゾン」を任命することについて記載 ○災害時小児周産期リエゾン養成研修事業により、災害時小児周産期リエゾンの養成研修と技能維持研修に係る費用を支援 ○全国の災害時小児周産期リエゾン任命人数：1,191人（令和6年10月時点）
15	・ 市町村は、引き続き、子育て世代包括支援センター（令和6（2024）年度以降はこども家庭センター）をコーディネーターとして多職種による地域での保健、医療、福祉及び教育を包括的に検討できるよう、体制の整備を図る。	こども家庭庁	○こども家庭センターにおいて、保健師等を配置し、妊産婦等からの相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを実施（こども家庭センター設置自治体数：876市区町村（令和6年5月1日時点）） ○令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業におけるこども家庭センターの取組事例集の作成や、各地のこども家庭センターの取組を紹介する座談会の定期配信など、地域での包括的支援の体制整備に役立つ取組事例の収集・周知を実施
16	・ 小児及びその家族の安心安全な療養環境の確保を図る観点から、小児科区域の特定などの対応を講ずることが望ましい中、医療機関の実情を踏まえた適切な体制の整備を推進する。	厚生労働省 こども家庭庁	○厚生労働科学研究「第8次医療計画を見据えた持続可能な地域小児医療体制の構築のための政策研究」（令和5・6年度）において、医療機関に対し小児科区域特定の実施状況について調査を実施した。 ○小児医療の体制構築に係る指針において、小児科区域の特定を講ずることが望ましい旨を記載することを含め検討予定 ○令和6年度診療報酬改定において、小児科区域特定の対応を実施 ○小児及びその家族の安心安全な療養環境の確保を図る目的として、令和5年度にこどもやその家族の入院付添いに関する実態の調査研究を実施し、令和6年度補正予算において、入院中付添い等に係る環境改善として施設内の修繕や物品等の購入を行うための補助事業を創設。
(3) その他成育過程にある者に対する専門的医療等			
17	・ 各都道府県が策定するがん対策推進計画においては、小児やAYA世代のがん患者に必要な医療・相談支援体制の整備に関する事項について盛り込むことが望ましい。また、各都道府県において、がん対策の推進に係る関係者は、当該事項について、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者等と連携を図ることが期待される。	厚生労働省	○全国に小児がん拠点病院及びがん診療連携拠点病院等を指定し、小児及びAYA世代のがん患者が必要ながん診療および支援を受けられるように医療体制を整備 （小児がん拠点病院：15カ所（令和5年9月現在）、がん診療連携拠点病院等：461カ所（令和6年4月現在））

本文		府省庁名	取組内容と実績
(3) その他成育過程にある者に対する専門的医療等			
18	<p>・小児がんや小児慢性特定疾病等に係る新たな小児用医薬品・医療機器等の開発を推進するとともに、全国の小児医療機関から小児に対する医薬品の投与量、投与方法、副作用の発現状況等に関する情報を収集・整理・活用することにより小児を対象とした医薬品の適正使用等を推進する。</p>	厚生労働省	<p>○小児医薬品開発ネットワーク支援事業において、小児効能・小児用量等の開発が必要な医薬品の優先順位を決定して企業へ開発要望をするとともに、開発の支援を行っている。また、令和6年度から小児医薬品開発支援体制強化事業において、小児領域の医薬品開発を促進するため、国立成育医療研究センターにおける小児用医薬品開発支援の体制を強化し、製薬企業・アカデミア等への小児用医薬品開発サポートを強化した。</p> <p>○AMEDの臨床研究・治験推進研究事業において、特に希少疾病や小児領域等で患者ニーズや社会的ニーズは高いものの、企業の自発的な参入が困難な領域について、臨床研究・医師主導治験の実施を推進している。また、AMEDの医療機器開発推進事業において、医療ニーズの高い、小児用の小型又は成長追従性の医療機器を開発し、企業への導出を目指す臨床研究・医師主導治験等を支援している。</p> <p>○平成31年の医薬品医療機器法改正（令和2年9月施行）により、小児に対する用法用量が設定されていないなど医療上のニーズが著しく充足されていない医薬品を特定用途医薬品として指定し、優先審査等の対象とすることで、その開発を促進する仕組みを導入した。</p> <p>○平成29年度から「小児を対象とした医薬品の使用環境改善事業」として、公募（平成29年度から令和6年度までは国立研究開発法人国立成育医療研究センター）により、小児に対する医薬品の適正使用の推進のための情報提供の方策を検討するための評価検討会を設置し、文献情報や海外の情報等も併せて参考にしながら具体的な検討・評価を行い、小児の医薬品使用に関する情報提供を推進している。</p> <p>○令和5年度に開催された「創薬力の強化・安定供給の確保等のための薬事規制のあり方に関する検討会」において成人用の医薬品の開発時に、任意で、小児用の開発計画の策定し、PMDAの確認を受けられる仕組みを導入することなどが了承され、令和6年1月12日及び3月29日に関連通知等を発出した。</p>
19	<p>・家族性高コレステロール血症等の小児期・若年期から配慮が必要な疾患について、早期発見に向けた取組や適切な指導を行うとともに、小児生活習慣病の予防についても推進する。</p>	厚生労働省	<p>○令和5年3月に策定された第2期循環器病対策推進基本計画において、（2）保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実の⑨小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策の記載がある。同基本計画に基づき、各都道府県が循環器病対策推進計画を策定し、循環器病対策を実施</p> <p>○「成人先天性心疾患に罹患した成人の社会参加に係る支援体制の充実に資する研究」（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業：令和5～6年度）において、小児期・若年期から配慮が必要な疾患を抱える患者への適切な指導や支援に関する資料等を作成</p> <p>○小児慢性特定疾病指定医育成事業において、小児慢性特定疾病指定医としての質を確保するため、自治体が行う小児慢性特定疾病に関する制度や当該疾病の特性を学ぶための研修に対する財政支援を実施</p>
20	<p>・小児慢性特定疾病に係る関係者は、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者と連携を図り、小児期から成人期にかけて必要な医療を切れ目なく行うことができる移行期医療の支援、治療方法の確立に向けた研究事業の実施等、小児慢性特定疾病を抱える児童等の健全な育成に係る施策を総合的に推進することが期待される。</p>	厚生労働省	<p>○移行期医療支援体制整備事業において、都道府県が設置する移行期医療支援センターの運営費に対する財政支援の実施</p> <p>○小児慢性特定疾病児童等支援者養成事業において、国立成育医療研究センターが実施する移行期医療支援コーディネーター及び自立支援員等に対する研修に対する財政支援の実施</p> <p>○難病等制度推進事業において、事業者が実施する移行期医療に関する課題の把握をするための実態調査等に対する財政支援を実施</p>
21	<p>・乳幼児期から学童期にわたり、小児慢性特定疾病や、アレルギー疾患にかかっている児童、医療的ケア児が、保育所や幼稚園、高等学校等において、安全な環境のもと安心して過ごすため、嘱託医や学校医が主治医やかかりつけ医、かかりつけ歯科医、看護師、管理栄養士等と診療情報を共有し、保健指導等適切な対応がなされるよう学校等への助言・指導を実施するための適切な連携方法を検討する。</p>	文部科学省	<p>○学校保健を推進するための効果的なマネジメントなど、保健主事が学校保健に関する活動の調整に当たる教員として実務を行う際に参考となる指導参考資料を周知し、学校、家庭、医療機関を含む地域社会との連携を促進することで、学校保健に関する組織活動を推進</p> <p>○「医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について」（令和2年3月16日付元文科初第1708号文部科学省初等中等教育局長通知）や「令和4年度診療報酬改定を踏まえた医療的ケア児に関わる主治医と学校医等の連携等について（周知）」（令和4年4月1日付文部科学省特別支援教育課事務連絡）等により、主治医から学校医等への診療情報提供に基づく医療的ケアの流れやその際の留意事項等を自治体に周知</p>

	本文	府省庁名	取組内容と実績
	(3) その他成育過程にある者に対する専門的医療等		
22	<p>・ 乳幼児期から学童期にわたり、小児慢性特定疾病や、アレルギー疾患にかかっている児童、医療的ケア児が、保育所や幼稚園、高等学校等において、安全な環境のもと安心して過ごすため、嘱託医や学校医が主治医やかかりつけ医、かかりつけ歯科医、看護師、管理栄養士等と診療情報を共有し、保健指導等適切な対応がなされるよう学校等への助言・指導を実施するための適切な連携方法を検討する。</p>	厚生労働省 こども家庭庁	<p>○「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号）」に基づき、関係部局と連携して対策を推進</p> <p>○令和5年3月、免疫アレルギー疾患政策研究事業において、「小児アレルギー疾患保健指導の手引き」を改訂し、保健師等が活用できるようアレルギーポータルに掲載。</p> <p>○小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（必須事業）において、自治体が行う小児慢性特定疾病児童自立支援員の配置に対する財政支援の実施</p> <p>○小児慢性特定疾病対策地域協議会運営事業において、自治体が行う小児慢性特定疾病対策地域協議会の運営に対する財政支援を実施</p> <p>○医療的ケア児保育支援事業において、保育所等における医療的ケアを必要とするこどもの受入体制の整備を推進するため、看護師等の配置について支援を実施</p> <p>○保育所において、アレルギー疾患を有する子どもについて生活管理指導表を活用し医師の診断及び指示に基づく適切な対応が行われるよう、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を2019年に改訂し、リーフレット等の作成や保育士への研修等を通じて周知</p> <p>○令和4年度診療報酬改定において、保険医療機関が保育所等におけるアレルギー疾患生活管理指導表を保育所等の嘱託医に提供する場合、診療報酬の算定の対象となったことについて、「保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る保育所等におけるアレルギー疾患生活管理指導表の保健適用について」（令和4年4月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）により周知</p>
23	<p>・ 小児慢性特定疾病を抱える児童等への栄養指導をはじめとした療育相談等の充実を図る。</p>	厚生労働省	<p>○小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（必須事業）において、自治体が行う家族やその他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の実施に対する財政支援を実施</p>
24	<p>・ 各都道府県において、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者は、地域の学校医や小児科医、産婦人科医、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等と連携を図り、思春期のこころの問題も含むこどもの性と健康の問題について、学校等へ情報を共有するなどの適切な連携方法を検討することが期待される。</p>	こども家庭庁	<p>○思春期の健康相談や、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談支援等への補助（性と健康の相談センター事業実施自治体数：96自治体（令和5年度））</p> <p>○学校で児童・生徒向けの性に関する教育等を実施する医師や助産師向けの研修等を実施</p>
25	<p>・ 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30（2018）年法律第105号）及び同法に基づく循環器病対策推進基本計画等を基本に、循環器病対策を推進する。</p>	厚生労働省	<p>○令和5年3月に策定された第2期循環器病対策推進基本計画において、（2）保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実の⑨小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策の記載がある。同基本計画に基づき、各都道府県が循環器病対策推進計画を策定し、循環器病対策を実施</p>

本文		府省庁名	取組内容と実績
2 成育過程にある者等に対する保健			
(1) 総論			
26	<p>・不妊、予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの推進を含め、需要に適確に対応した切れ目のない支援体制を構築する。</p>	厚生労働省 こども家庭庁	<p>○男性も含めたすべての国民向けに、女性の健康に関する情報発信や普及啓発を目的とするホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を開設し、女性の健康課題に関する解説やセルフチェック、ライフステージごとの健康に関する悩みへの対応方法について分かりやすく情報提供</p> <p>○性と健康の相談センターにおいて、思春期から更年期に至る女性を対象とした、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談支援や、学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師向けの研修等への補助を実施 (性と健康の相談センター事業実施自治体数：96自治体(令和5年度))</p> <p>○令和6年度補正予算において、身近な地域の医療機関等にプレコンセプションケアに関する相談支援等への補助を創設</p> <p>○厚生労働科学研究「生涯を通じた健康の実現に向けた「人生最初の1000日」のための、妊娠前から出産後の女性に対する栄養・健康に関する知識の普及と行動変容のための研究」(令和2～4年度)で妊娠前から出産後の女性に対する栄養・健康に関する知識の普及とそれに伴う効果的な行動変容の手法を明らかにするための研究を実施</p> <p>○令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「プレコンセプションケア体制整備に向けた相談・研修ガイドライン作成に向けた調査研究」において、具体的な相談支援等に向けた調査研究を実施</p> <p>○令和5年度こども家庭科学研究「基礎疾患を持つ方に対するプレコンセプションケアの情報提供の充実のための研究」において、基礎疾患を持つ方の、妊娠・出産・子育てに関する情報のニーズ等に係る調査を行うとともに、医療・保健従事者等が、現場で活用することを想定した情報提供資料を作成している。</p> <p>○令和6年度より「プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会～性と健康に関する正しい知識の普及に向けて～」を開催し、「プレコンセプションケア5か年パッケージ(仮称)」の取りまとめを行う予定。</p>
27	<p>・市町村において、妊娠期から子どもがおとなになるまでの一連の成長の過程の様々なニーズに対してワンストップで総合的な相談支援を行うことができるよう、地域の実情に応じて、対象年齢等について柔軟に運用するなど、子育て世代包括支援センター(令和6(2024)年度以降はこども家庭センター)等の機能の整備を図るとともに、地域の関係医療機関(産婦人科、小児科、精神科、歯科等の診療科及び助産所)等と連携しつつ、地域における相談支援体制の整備を推進する。また、地域の状況に応じて、電話やオンラインを活用した相談支援の実施を推進する。</p>	こども家庭庁	<p>○こども家庭センター設置自治体数：876市区町村(令和6年5月1日時点)</p> <p>○令和4年度より、母子保健対策強化事業(うち、母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業)において、SNSを活用したオンライン相談などを実施を推進。(母子保健対策強化事業実施市町村数：令和5年度597市町村)</p> <p>○令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業におけるこども家庭センターの取組事例集の作成や、各地のこども家庭センターの取組を紹介する座談会の定期配信など、地域の相談支援体制の整備にも役立つ取組事例の収集・周知を実施</p>
28	<p>・各都道府県において、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者は、市町村等と連携を図り、妊娠・出産・産後のケアの連続性の担保、産後ケア事業や妊産婦健康診査の広域的な調整、流産・死産を経験した方や医療的ケア児等に対する支援等を推進することが期待される。</p>	こども家庭庁	<p>○令和5年度より、母子保健に関する都道府県広域支援強化事業において、都道府県における成育医療等に関する協議会の設置や、協議会による検討・決定なども踏まえた母子保健(各種健診や産後ケア事業など)に関する広域支援の実施を推進。(母子保健対策強化事業実施都道府県数：令和5年度12都道府県)</p>
29	<p>・妊婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種情報等の母子保健情報については一部が電子化され、マイナポータルを通じて本人がスマートフォン等で閲覧可能なほか、転居時の引継ぎも可能となっている。「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」の議論を踏まえ、母子保健情報のデジタル化と利活用を進め、健康管理の充実や母子保健事業の質の向上等を図る。</p>	こども家庭庁 厚生労働省	<p>○デジタル庁と連携し、住民、医療機関、自治体間で母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤(PMH:Public Medical Hub)を整備するとともに、令和5年度に引き続き、令和6年度も妊婦健診、乳幼児健診等の情報連携を複数の自治体で先行的に実施</p>

	本文	府省庁名	取組内容と実績
	(1) 総論		
30	・ 乳幼児期から成人期に至るまでの期間においてバイオサイコソシアルの観点(身体的・精神的・社会的な観点)から切れ目なく包括的に支援するため、個々人の成長特性に応じた健診の頻度や評価項目に関する課題抽出やガイドライン作成等の方策を検討する。	こども家庭庁	○サイコソシアルの観点の項目も含む問診項目について自治体に周知(令和元年12月25日母子保健課長通知「乳幼児に対する健康診査について」) ○こども家庭科学研究班(令和6～8年度予定)、こども家庭科学研究班(令和3～5年度)および令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、バイオサイコソシアルの観点を踏まえた支援に関する研究を実施 ○令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、諸外国の状況等について調査を実施
31	・ 市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨とともに、妊婦健康診査の公費負担、出産育児一時金、産前産後休業期間中の出産手当金及び社会保険料免除等により、妊婦等の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図る。特に働く妊婦等に対して就業を継続しつつ健康を管理するための支援を実施していく。	厚生労働省 こども家庭庁	○妊婦健康診査については、平成25年度より、推奨される14回分の費用を一般財源化(公費負担実施自治体数:1,741市区町村) ○妊婦健康診査の公費負担の推進や、検査に関する情報提供、集合契約の導入の検討などについて自治体に依頼(令和5年3月27日付け厚生労働省こども家庭局母子保健課事務連絡「妊婦健康診査における費用負担等に関する妊婦への情報提供等の推進について(依頼)」)。 ○出産育児一時金については令和3年度に約85万件を支給、出産手当金については令和3年度に約34万件を支給、なお出産育児一時金の支給額を令和5年4月以降から50万円に増額 ○産前産後休業期間(産前6週間(多児妊娠の場合14週間)から産後8週間)のうち、妊娠又は出産を理由として被保険者が労働に従事しなかった期間に係る健康保険・厚生年金保険の保険料を免除(平成26年4月より施行)しており、その旨日本年金機構ホームページ及びパンフレットにて周知 ○出産予定日(または出産日)の属する月の前月(多胎の場合は3月前)から出産予定月(または出産月)の翌々月までの期間に係る国民健康保険料を免除(令和6年1月より施行)している。 ○出産予定日(または出産日)の属する月の前月(多胎の場合は3月前)から出産予定月(または出産月)の翌々月までの期間に係る国民年金保険料を免除(平成31年4月より施行)しており、その旨日本年金機構ホームページ及びパンフレットにて周知
32	・ 全ての成育過程にある者等が健やかに育つ社会の実現に向け、「健やか親子21」を通じ、国民への啓発と実施状況の評価を推進する。	こども家庭庁	○健やか親子21全国大会を「秋のこどもまんなか月間」である11月に開催し、講演やシンポジウムを通じて、こども家庭庁の政策や、健やか親子21の取組を周知。 ○健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰として、成育過程にある者の心身の健やかな成育や妊産婦の健康の保持・増進に寄与する取組を推進している個人・団体・自治体・企業を表彰し、受賞取組について、健やか親子21推進本部総会や健やか親子21のサイトにて周知を図るとともに、取組を推進
33	・ 成育過程にある者等に対する保健を担う医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、保育士、公認心理師等の確保を図る。	厚生労働省 こども家庭庁	○保育士の確保については、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、資格の取得促進、就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進といった総合的な対策を推進(資格登録者数:1,898,019人(令和6年4月1日現在)) ○公認心理師となるために必要な科目である「発達心理学」においては発達障害等非定型発達についての基礎的な知識及び考え方、「障害者・障害児心理学」においては障害者・障害児の心理社会的課題及び必要な支援、「福祉心理学」においては虐待についての基本的知識等を学ぶものとしており、成育医療等に係る必要な知識を身につけた公認心理師を養成(資格登録者数:73,678人(令和6年12月末現在)) ○管理栄養士免許年間交付数8,831件(令和5年12月末現在)
	(2) 妊産婦等への保健施策		
34	・ 市町村単位で、妊娠期や産後期の母子の健康管理の観点から実施している妊婦健康診査及び産婦健康診査や、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援を推進することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備する。	こども家庭庁	○妊婦健康診査については、平成25年度より、推奨される14回分の費用を一般財源化(公費負担実施自治体数:1,741市区町村) ○産婦健康診査については、平成29年度から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の費用を助成(産婦健康診査実施自治体数:1,296市町村(令和5年度))
35	・ 各都道府県において、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者が相互に連携を図り、妊娠、出産等のライフステージに応じた、バイオサイコソシアル(身体的・精神的・社会的)な悩み等に対する、性や生殖に関する専門的な相談支援や市町村の広域的支援を推進することが期待される。	こども家庭庁	○性と健康の相談センターにおいて、妊娠、出産等のライフステージに応じた身体的・精神的・社会的な悩み等の相談支援を実施(性と健康の相談センター事業実施自治体数:96自治体(令和5年度))

	本文	府省庁名	取組内容と実績
	(2) 妊産婦等への保健施策		
36	・ 妊婦健康診査の公費負担の金額や検査項目のばらつきが生じないよう、国が示す標準的な検査項目の公費負担の実施状況を把握し、公費負担を促す。加えて、妊婦が、N I P T等の出生前検査や妊婦健康診査で行う感染症検査について不安を抱えることがないよう、また、適切な健康管理が行われるよう、適切な情報発信を行う。	こども家庭庁	○妊婦健康診査の公費負担の推進や、検査に関する情報提供、集合契約の導入の検討などについて自治体に依頼（令和5年3月27日付け厚生労働省こども家庭局母子保健課事務連絡「妊婦健康診査における費用負担等に関する妊婦への情報提供等の推進について（依頼）」）。また、関係団体に対し、妊婦に対する妊婦健診の項目や費用のわかりやすい情報提供について協力を依頼（令和5年3月27日付け厚生労働省こども家庭局母子保健課事務連絡「妊婦健康診査における費用負担等に関する妊婦への情報提供について（依頼）」）。
37	・ 妊娠期から子育て期に至る期間において、こどもとその保護者等との関係性を重視し、その健全な成育過程の形成に資するよう、産婦人科、小児科等と連携して各種事業を実施する。特に、産後のメンタルヘルス対策は重要であり、医師、保健師、助産師等、多職種が連携した支援体制を推進する。	こども家庭庁	○産婦健康診査事業により、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施し、産後ケア事業等の必要な支援に繋げている。（産婦健康診査事業実施自治体数：1,296市町村（令和5年度）） ○産後ケア事業において、産婦の心身の不調や産後うつ等を防ぐため、母子への心身のケアや育児サポート等の実施（産婦ケア事業実施自治体数：1,547市町村（令和5年度）） ○性と健康の相談センター事業において、メンタルヘルスクエアが必要な者を含め、相談支援等を実施（性と健康の相談センター事業実施自治体数：96自治体（令和5年度）） ○令和5年度補正予算より、妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を推進。
38	・ 妊産婦が抱える妊娠・出産等や子育てに関する悩み等について、子育て経験者等のピアサポーターによる相談支援を行う産前・産後サポート事業を推進する。	こども家庭庁	○産前・産後サポート事業において、助産師等の専門家又は子育て経験者等による相談支援を実施。（産前・産後サポート事業の実施自治体数：812市町村（令和5年度））
39	・ また、産後ケア事業の全国展開や更なる取組の推進等に向け、全都道府県・市町村への実態調査を踏まえ、都道府県による広域的な連携支援の下、市町村において事業の体制整備・周知を行うことが望ましい。国は、これらの動きを包括的に支援する。	こども家庭庁	○令和5年度より、母子保健に関する都道府県広域支援強化事業において、都道府県における成育医療等に関する協議会の設置や、協議会による検討・決定なども踏まえた母子保健（各種健診や産後ケア事業など）に関する広域支援の実施を推進。（母子保健対策強化事業実施都道府県数：令和5年度12都道府県）
40	・ 悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげることはもとより、児童虐待の予防や早期発見に資するよう、若年妊婦や特定妊婦の把握及び支援、妊産婦健康診査の未受診者への受診の勧奨等を推進する。	こども家庭庁	○性と健康の相談センターにおいて、妊娠、出産等のライフステージに応じた身体的・精神的・社会的な悩み等の相談支援を実施しており、令和3年度より、予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用した相談支援等を行うためのSNS等運営費や、緊急一時的な居場所の確保に係る加算を創設（若年妊婦等支援強化事業実施自治体数：27自治体（令和5年度）） ○令和6年度より、家庭生活等に困難を抱える特定妊婦等の支援のため、一時的な住まいを提供や食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業を実施。（妊産婦等生活援助事業実施自治体数：20自治体（令和6年10月1日時点））
41	・ 妊産婦の望ましい食生活の実現に向けて、各種指針やガイドライン等を活用した栄養指導の実施等、健康づくりに向けた取組を推進する。	厚生労働省 こども家庭庁	○妊産婦を対象とした健康診査や各種教室等における栄養指導等において活用するため、令和3年3月に「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」を作成し周知 ○若年女性の痩せは骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があることを踏まえ、成育基本方針に基づく評価指標として「BMI18.5未満の20～30歳代の女性の割合」を指標として設定し、健康日本21（第三次）における「若年女性のやせの減少」等の取組とも連携しつつ、目標達成に向けた取組を推進 ○こども家庭科学研究「妊産婦の栄養・食生活の実態把握と効果的な支援のための研究」（令和5～7年度）で研究を実施

	本文	府省庁名	取組内容と実績
	(2) 妊産婦等への保健施策		
42	・ 育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊産婦等を支援するため、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や相談支援の実施に加え、多胎妊婦や多胎家庭のもとへ育児等サポーターを派遣し、産前や産後における日常の育児に関する介助等や、相談支援を行うなど、多胎妊産婦等に対する支援体制を構築する。	こども家庭庁	○令和3年度より、多胎妊産婦等を対象に、育児等に対する孤立感、負担感の軽減を図る多胎妊産婦サポーター等事業の実施に必要な費用の補助を創設。また、令和5年度より、市町村内の多胎妊産婦が少数である場合、都道府県が実施することも可能とした。 (多胎妊産婦サポーター等事業実施自治体数：109市町村(令和5年度))
43	・ 口腔の健康の保持・増進を図ること的重要性やう蝕や歯周病の治療に関するかかりつけ歯科医への早めの相談について、妊婦、保護者等に対して両親学級等を通じた普及啓発を図る。また、歯科と産婦人科の情報共有などを行うことにより、市町村において妊産婦に対する歯科健康診査を推進する。	厚生労働省 こども家庭庁	○「8020運動・口腔保健推進事業」における「歯科疾患予防等事業」にて、自治体を実施する歯周病予防のための歯科健診や歯科保健指導等の口腔保健の推進に関する取り組み等に対して財政支援を実施。 ○市町村で実施されている両親学級等を通じて、妊婦口腔の健康保持・増進等について普及啓発を実施 ○成育基本方針に基づく評価指標として、「妊産婦の歯科健診・保健指導受診率」等を設定しており(令和5年3月)、目標達成に向けた取組を推進(歯科健診受診率：32.0%、保健指導受診率：23.0%(令和4年度)) ○母子健康手帳に「妊娠中と産後の歯の状態」の記載欄を設け、関係者の情報共有を促進
44	・ 妊産婦や妊娠を希望する女性に対して、妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援体制を都道府県単位で整備するとともに、相談を通じて知見を収集し、整理・活用することにより妊産婦への医薬品の適正使用等を推進する。	厚生労働省	○平成28年度から「妊婦・授乳婦を対象とした薬の適正使用推進事業」として、国立研究開発法人国立成育医療研究センターの「妊娠と薬情報センター」内に添付文書の改訂案を検討するためのワーキンググループを設置し、集積情報の整理・評価を行い、妊産婦・授乳婦への投与に関する情報の添付文書への反映を検討している。
	(3) 乳幼児期における保健施策		
45	・ 新生児へのマススクリーニング検査の実施により先天性代謝異常等を早期に発見し、その後の治療や生活指導等につなげるなど、先天性代謝異常等への対応を推進する。	厚生労働省 こども家庭庁	○児童福祉法に基づき、自治体が行う先天性代謝異常を含む小児慢性特定疾病に罹患している児童等に要する医療費の自己負担分の一部助成に対する財政支援を実施 ○小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(必須事業)において、自治体が行う患児の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等に対する財政支援を実施 ○平成13年度より新生児へのマススクリーニングの検査費用を地方交付税措置しているほか、事業の適正な実施を図るための通知を発出(平成30年3月30日課長通知) (先天性代謝異常等検査受検率：104.1%(令和5年度)(低体重児の再採血者等が検査実施実人員に含まれることにより、受検率は100%を超えることがある)) ○こども家庭科学研究「新規疾患の新生児マススクリーニングに求められる実施体制の構築に関する研究(令和5～7年度)」において、地域における検査・診療体制の整備状況の把握等を行う調査研究を実施 ○令和5年度補正予算において、重症複合免疫不全症(SCID)及び脊髄性筋萎縮症(SMA)を対象として、マススクリーニング検査の拡充に向けた検証事業をモデル的に実施し、全国展開を目指すための国庫補助を創設。引き続き、令和6年度補正予算においても所要の予算を計上。

	本文	府省庁名	取組内容と実績
	(3) 乳幼児期における保健施策		
46	<p>・ 市町村において、子育て世代包括支援センター（令和6（2024）年度以降はこども家庭センター）と連携して、乳幼児健康診査等の母子保健事業や、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援を活用した子育て支援を推進することが期待される。悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見に資するよう、乳幼児健診を推進するとともに学童期及び思春期までの切れ目ない健診等の実施体制の整備に向けた検討を行う。</p>	こども家庭庁	<p>○乳幼児健康診査については、平成17年度に一般財源化（1歳6か月児健診受診率：96.3%（令和4年度）、3歳児健診受診率：95.7%（令和4年度））</p> <p>○厚生労働科学研究において、令和2年度に乳幼児健康診査身体診察マニュアルを改訂</p> <p>○こども家庭科学研究班において、バイオサイコソーシャルの観点を含めた支援について研究（令和3～5年度、令和6～8年度予定）</p> <p>○令和5年度補正予算において、1か月児及び5歳児健診に対する支援事業を開始し、全国展開を目指すための国庫補助を創設。</p> <p>○令和5年度こども家庭科学研究班において、5歳児健康診査マニュアルを作成。</p> <p>○令和6年度こども家庭科学研究班において、1か月児健康診査マニュアルを作成。</p> <p>○令和6年度補正予算において、3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診において、自治体向けの健診に従事する専門職養成研修への補助のための国庫補助を創設。</p>
47	<p>・ 発達障害等の疑いで育てにくさを感じている保護者への支援のために、小児科医等と連携した保健指導等や子育て世代包括支援センター（令和6（2024）年度以降はこども家庭センター）と関係機関との連携やこどもの状態等に応じた適切な支援を推進する。</p>	厚生労働省 こども家庭庁	<p>○こども家庭センター設置自治体数：876市区町村（令和6年5月1日時点）</p> <p>○令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業におけるこども家庭センターの取組事例集の作成や、各地のこども家庭センターの取組を紹介する座談会の定期配信など、関係機関との連携の充実にも役立つ取組事例の収集・周知を実施</p> <p>○発達障害者及びその家族に対して相談支援、発達支援、就労支援、及び情報提供や研修等を行う「発達障害者支援センター」を設置（実施箇所数：102箇所（令和5年度））</p> <p>○「発達障害者地域支援マネジャー」の配置を地域生活支援事業のメニューに位置づけ、発達障害者支援センターなどへの配置を促すことで地域支援機能を強化（発達障害者地域支援マネジャー配置都道府県等数：52都道府県等（令和5年度））</p> <p>○地域の保健、子育て、教育、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、発達に特性のあるこどもと家族が相談しやすい場所において、こどもの発達相談を実施するとともに、必要な発達支援や家族支援につなぐ「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業」を実施（令和6年度）</p> <p>○発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等を巡回し、施設の職員や親に対し、気になる段階から支援を行うための体制の整備を図り、発達障害児等の福祉の向上を図ると共にインクルージョンを推進することを目的に「巡回支援専門員整備」を地域障害児支援体制強化事業により実施</p>
48	<p>・ 各都道府県において、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者が相互に連携を図り、乳幼児健康診査等の母子保健事業の精度管理や広域的支援を推進することが期待される。</p>	こども家庭庁	<p>○母子保健対策強化事業において、令和5年度より都道府県事業を創設し、管内市町村や成育医療等に係る関係団体との連携を図るための取組や、各市町村の各種健診等の均てん化や精度管理等の支援など、母子保健に関する都道府県の広域支援の強化を実施。（母子保健対策強化事業実施都道府県数：令和5年度12都道府県）</p> <p>○乳幼児健診や親子教室などの様々な機会を通じて、こどもの発達相談を行い、早期の発達支援を推進する「地域障害児支援体制強化事業」を実施（令和6年度）</p>

本文		府省庁名	取組内容と実績
(3) 乳幼児期における保健施策			
49	<p>・聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われることで、言語やコミュニケーションの発達に大きな効果が期待されることから、聴覚障害の早期発見・早期療育に資する乳幼児期の難聴に関する総合的な体制の整備を推進する。</p>	こども家庭庁	<p>○聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置等の体制整備の支援に加え、令和3年度より、小規模の医療機関等が聴覚検査の機器（自動ABR）を購入する際の補助等の支援を実施（新生児聴覚検査体制整備事業実施自治体数：44自治体（令和5年度））</p> <p>○聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を提供する体制を構築するため、「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」を実施（令和6年度は23自治体（北海道、青森県、岩手県、宮城県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、福岡県、沖縄県、横浜市、川崎市、神戸市）が実施）</p> <p>○市町村に対する新生児聴覚検査費用の地方交付税措置について、市町村における新生児聴覚検査の公費負担の最新の実施実態を踏まえ、新生児聴覚検査費として市町村の標準団体（18歳以下人口1万6,000人）当たり1,606千円を計上。</p> <p>○新生児聴覚検査に係る取組の推進、早期療育の促進のための保健、医療、福祉、教育の連携の促進、難聴児の保護者への適切な情報提供の促進等を内容とする「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を作成し、2022年2月に都道府県に通知し、同方針に基づき都道府県は難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定するよう周知。</p> <p>○症候性先天性サイトメガロウイルス感染症児に対して早期に抗ウイルス薬による治療を実施することにより難聴の進行を抑制する新たな知見が示されたことを受け、確認検査でリファア（要再検）となった場合、生後21日以内に先天性サイトメガロウイルス感染症の検査を実施することが推奨される旨等を「新生児聴覚検査の実施について」（平成29年1月29日雇児母発第0129002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）に追記し、改正。</p> <p>○母子健康手帳において、府令第7条に定められた様式第3号における検査の記録の記載を改正し、先天性サイトメガロウイルス検査の項目を追記</p>
50	<p>・3歳児健康診査における視覚検査に屈折検査機器を導入する市町村においては、検査の受検者数・未受検者数・受検率・検査結果や、精密検査の実施状況等を把握し、集約するとともに、乳幼児及び保護者に対し、必要に応じて適切な支援を提供できる体制を整備することが望ましい。国は、市町村のこうした取組を支援する。</p>	こども家庭庁	<p>○令和4年度より、健診に必要な屈折検査機器等の整備に必要な費用に対する補助事業を実施</p> <p>○令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、「3歳児健康診査における視覚検査の実施体制に関する実態調査研究」を実施し、市区町村及び都道府県向けの「3歳児健診における視覚検査の円滑な実施と精度管理のための手引書」「様式例」「事例集」「要精密検査のこどもの保護者向け情報提供リーフレット」等を作成し、都道府県及び市町村に情報提供。</p> <p>○母子健康調査において、市町村が実施する3歳児健診における視覚検査の受検者数、未受検者数、受検率、検査結果および精密検査の実施状況等を調査</p>
51	<p>・乳幼児における股関節脱臼・臼蓋形成不全などの疾病を早期に見出し、支援につなげていく環境整備に向けた検討を行う。</p>	こども家庭庁	<p>○厚生労働科学研究「身体的・精神的・社会的（biopsychosocial）に健やかな子どもの発育を促すための切れ目ない保健・医療体制提供のための研究」（平成30年度-令和2年度）において「改訂版乳幼児健康診査身体診察マニュアル」を作成し、股関節の診察法について記載</p> <p>○上記で作成したマニュアル及び研修用動画を自治体および各自治体の医師会へ配布</p>
52	<p>・乳幼児期は成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期であることから、乳幼児及び保護者を対象とした栄養指導の実施を推進する。なお、健康診査等において、乳幼児の栄養状態や睡眠時間の確保について医師や保健師等が保護者に対して評価や助言を行う。</p>	厚生労働省 こども家庭庁	<p>○乳幼児健診の機会等において、乳幼児及び保護者に対する栄養指導を実施（栄養指導については、平成10年4月8日児童家庭局長通知「乳幼児に対する健康診査の実施について」及び母子保健課長通知「乳幼児に対する健康診査について」に記載）</p> <p>○保育所の栄養管理等に携わる方を対象とした研修（児童福祉施設食事提供担当者研修）を実施</p> <p>○乳幼児の栄養・食生活支援に資する調査研究（「児童福祉施設等における栄養管理や食事の提供の支援に関する調査研究」）を実施（令和4年度）</p> <p>○「健康日本21（第三次）」におけるライフコースアプローチの取組とも連携しつつ、こどもの健康を支える取組を推進</p> <p>○乳幼児保健指導の改善に資することを目的とし、全国的に乳幼児の身体発育の状態やその関連項目を調査する「乳幼児身体発育調査」を実施（令和5年度）</p> <p>○令和5年4月1日より、母子健康手帳に子ども及び保護者の睡眠に関する困りごとに関する質問を追加。</p> <p>○「乳幼児身体発育調査」の調査結果及び新たな乳幼児身体発育曲線を公表するとともに、母子健康手帳の乳幼児身体発育曲線等の記載を改正するため母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令を公布（令和6年度）</p>

	本文	府省庁名	取組内容と実績
	(3) 乳幼児期における保健施策		
53	・ 保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患を有することもに対し、乳幼児期の特性を踏まえた対応を推進する。	こども家庭庁	○平成27年度より栄養士が食事の献立やアレルギー等に関する継続的な指導を行う施設に対して「栄養管理加算」として栄養士の配置等に関する費用の支援を行い、令和2年度からは栄養士を配置している場合の加算額を拡充
54	・ 保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患を有することもに対し、乳幼児期の特性を踏まえた対応を推進する。	文部科学省	○幼児を含むアレルギー疾患のある児童生徒等の学校生活を安心・安全なものにするための環境作り等に関する指導参考資料を周知し、学校における疾患に応じた適切な対応を推進
55	・ 保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患を有することもに対し、乳幼児期の特性を踏まえた対応を推進する。	厚生労働省 こども家庭庁	○「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号）」に基づき、関係部局と連携して対策を推進 ○令和5年3月、免疫アレルギー疾患政策研究事業において、「小児アレルギー疾患保健指導の手引き」を改訂し、保健師等が活用できるようアレルギーポータルに掲載 ○保育所において、アレルギー疾患を有する子どもについて生活管理指導表を活用し医師の診断及び指示に基づく適切な対応が行われるよう、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を2019年に改訂し、リーフレット等の作成や保育士への研修等を通じて周知 ○令和4年度診療報酬改定において、保険医療機関が保育所等におけるアレルギー疾患生活管理指導表を保育所等の嘱託医に提供する場合、診療報酬の算定の対象となったことについて、「保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る保育所等におけるアレルギー疾患生活管理指導表の保健適用について」（令和4年4月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）により周知
56	・ 医薬品に関する相談体制の充実など、乳幼児及び保護者に対する医薬品の適正使用等を推進する。	厚生労働省	○平成29年度から「小児を対象とした医薬品の使用環境改善事業」として、公募（平成29年度から令和6年度までは国立研究開発法人国立成育医療研究センター）により、小児に対する医薬品の適正使用の推進のための情報提供の方策を検討するための評価検討会を設置し、文献情報や海外の情報等も併せて参考にしながら具体的な検討・評価を行い、小児の医薬品使用に関する情報提供を推進している。
57	・ 予防接種率を高めるためのワクチンの供給体制の確保やワクチンに対する普及啓発等、予防接種を推進する。特に、母子に影響を及ぼす風しんに対する予防接種を推進する。	厚生労働省	○予防接種の普及に資する取組として、「子ども予防接種週間」の周知を実施しているほか、市町村における予防接種を推進するため、必要な地方交付税措置 （風しんの予防接種実施率：1期95.4%、2期92.4%（令和4年度））
58	・ こどもの健やかな成長及び発達並びに健康の維持及び増進のため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動や「健やか親子21」の普及啓発等を通じて、保育所や幼稚園等と、家庭や地域等が連携した食育を推進する。	文部科学省	○子供の頃からの基本的な生活習慣づくりを資するよう、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰、保護者向け啓発資料の作成等を始めとする「早寝早起き朝ごはん」国民運動等による普及啓発を推進 （これまでの表彰団体数：385団体（H24：50、H26：62、H28：63、H30：53、R2：62、R4：51、R6：44））
59	・ こどもの健やかな成長及び発達並びに健康の維持及び増進のため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動や「健やか親子21」の普及啓発等を通じて、保育所や幼稚園等と、家庭や地域等が連携した食育を推進する。	厚生労働省 こども家庭庁	○令和3年3月31日に、第4次食育推進基本計画が策定されたことに伴い、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進に向けて、『「第4次食育推進基本計画」に基づく健康づくりのための食育の推進について』の通知を各自治体や団体に発出し、取組を実施 ○保育所の栄養管理等に携わる方を対象とした研修（児童福祉施設食事提供担当者研修）を実施 ○成育基本方針に基づく評価指標として「朝食を欠食することの割合」等を指標として設定しており、目標達成に向けて取組を推進 ○乳幼児の栄養・食生活支援に資する調査研究（「児童福祉施設等における栄養管理や食事の提供の支援に関する調査研究」）を実施（令和4年度）
60	・ 哺乳、離乳食、普通食へと成長とともに変化する食形態に合わせた、咀嚼と嚥下機能の発育のための口腔機能の向上を図る。	厚生労働省	○「8020運動・口腔保健推進事業」における「歯科疾患予防等事業」にて、自治体が実施する食育の推進に関する取り組み等に対して財政支援を実施。

	本文	府省庁名	取組内容と実績
	(4) 学童期及び思春期における保健施策		
61	・各都道府県において、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者が相互に連携を図り、学童期及び思春期の健康課題に関する取組を推進することが期待される。	こども家庭庁	○思春期の健康相談や、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談支援や、学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師向けの研修等への補助を実施 (性と健康の相談センター事業実施自治体数：96自治体（令和5年度）)
62	・学童期及び思春期を通して、生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育を推進する。	文部科学省	○児童生徒等の現代的健康課題である生活習慣に関し、我が国における現状及び適切な食事、運動、休養（睡眠を含む）などの生活習慣形成のために必要な取組を指導するための参考資料を周知し、学校における児童生徒等の健康教育を推進
63	・学童期及び思春期を通して、生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育を推進する。	厚生労働省 こども家庭庁	○生活習慣病予防、健康寿命、健康政策、身体活動・運動、栄養・食生活、休養・こころの健康、歯・口腔の健康、飲酒、喫煙、感覚器などの10分野について、メタボリックシンドローム対策等に必要な最新情報をホームページ「e-ヘルスネット」にて提供 ○令和3年3月31日に、第4次食育推進基本計画が策定されたことに伴い、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進に向けて、『「第4次食育推進基本計画」に基づく健康づくりのための食育の推進について』の通知を各自治体や団体に発出し、取組を実施 ○厚生労働省が推進する「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」では、こども家庭庁及び消費者庁の協力の下、子ども向け減塩普及啓発資料を作成し、この資料を用いて、令和6年11～12月に兵庫県及び福島県で、子ども向けの減塩ワークショップを開催 ○成育基本方針に基づく評価指標として、「児童・生徒における痩身傾向児の割合」「児童・生徒における肥満傾向児の割合」「朝食を欠食するこどもの割合」「1週間の総運動時間（体育授業を除く）が60分未満の児童の割合」「中学生・高校生の飲酒者の割合」「中学生・高校生の喫煙者の割合」を指設定しており、目標達成に向けて取組を推進
64	・しっかりと噛んで食べることができるよう、健全な口腔機能の保持・増進を図る。	文部科学省	○学校における歯科保健において、う歯の予防とともに、咀嚼など口腔機能の未発達や口腔の疾病の増加に対する指導や対策等のための指導参考資料を周知
65	・しっかりと噛んで食べることができるよう、健全な口腔機能の保持・増進を図る。	厚生労働省 こども家庭庁	○「8020運動・口腔保健推進事業」における「歯科疾患予防等事業」にて、自治体が実施する食育の推進に関する取り組み等に対して財政支援を実施。 ○成育基本方針に基づく評価指標として「歯肉に疾病・異常がある十代の割合」を設定しており、目標達成に向けて取組を推進
66	・こどもの健やかな成長及び発達並びに健康の維持及び増進のため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動や「健やか親子21」の普及啓発等を通じて、学校等と、家庭や地域等が連携した食育を推進する。 (再掲)	文部科学省	○子供の頃からの基本的な生活習慣づくりに資するよう、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰、保護者向け啓発資料の作成等を始めとする「早寝早起き朝ごはん」国民運動等による普及啓発を推進 (これまでの表彰団体数：385団体（H24：50、H26：62、H28：63、H30：53、R2：62、R4：51、R6：44）) ○教職員向けの「食に関する指導の手引」を活用した学校を中核とした家庭、地域での食育の取組を推進
67	・こどもの健やかな成長及び発達並びに健康の維持及び増進のため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動や「健やか親子21」の普及啓発等を通じて、学校等と、家庭や地域等が連携した食育を推進する。 (再掲)	厚生労働省 こども家庭庁	○令和3年3月31日に、第4次食育推進基本計画が策定されたことに伴い、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進に向けて、『「第4次食育推進基本計画」に基づく健康づくりのための食育の推進について』の通知を各自治体や団体に発出し、取組を実施 ○成育基本方針に基づく評価指標として「朝食を欠食するこどもの割合」等を指標として設定しており、目標達成に向けて取組を推進
68	・学校等において、アレルギー疾患を有する子どもに対し、学童期及び思春期の特性を踏まえた対応を推進する。	文部科学省	○アレルギー疾患のある児童生徒等の学校生活を安心・安全なものにするための環境作り等に関する指導参考資料を周知し、学校における疾患に応じた適切な対応を推進
69	・学校等において、アレルギー疾患を有する子どもに対し、学童期及び思春期の特性を踏まえた対応を推進する。	厚生労働省	○「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号）」に基づき、関係部局と連携して対策を推進している。
70	・男女を問わず、人間の身体的・精神的・遺伝学的多様性を尊重しつつ、妊娠、出産等についての希望を実現するため、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発を学校教育段階から推進する。	文部科学省	○学校において、学習指導要領や指導参考資料に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動を取れるよう、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導

本文		府省庁名	取組内容と実績
(4) 学童期及び思春期における保健施策			
71	・ 男女を問わず、人間の身体的・精神的・遺伝学的多様性を尊重しつつ、妊娠、出産等についての希望を実現するため、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発を学校教育段階から推進する。	こども家庭庁	○性と健康の相談センターにおいて、学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等向けの研修や、学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師向けの研修等への補助を実施 (性と健康の相談センター事業実施自治体数：96自治体(令和5年度))
72	・ 思春期の人工妊娠中絶、梅毒及びHIV感染症を含む性感染症問題に対応するため、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、性と健康に関する教育や電話での相談支援等を行う。	文部科学省	○学校において、学習指導要領や指導参考資料に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動を取れるよう、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導
73	・ 思春期の人工妊娠中絶、梅毒及びHIV感染症を含む性感染症問題に対応するため、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、性と健康に関する教育や電話での相談支援等を行う。	厚生労働省	○保健所等で行う性感染症、HIV感染症等に関する相談事業に対して補助を行っている。 ○HIV/エイズ、性感染症については、正しい知識の普及啓発のため、ポスター・リーフレット等の作成やSNS等を活用した広報活動を行った。 ○高校生・中学生に対する、学校と地方行政とが連携した効果的なHIV感染症・性感染症予防教育を実践するための、全国の地方自治体・保健所等の職員等を対象とした研修会を実施(令和5年度受講者173名(オンライン形式及び対面形式))した。
74	・ 予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦等を支援するため、性と健康の相談センターや若年妊婦等への支援に積極的なNPO等によるアウトリーチによる支援や、SNSを活用した相談支援等を実施するほか、当該妊婦等を次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等に係る支援を行うとともに、里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発を実施する。	こども家庭庁	○性と健康の相談センターにおいて、妊娠、出産等のライフステージに応じた身体的・精神的・社会的な悩み等の相談支援を実施しており、令和3年度より、予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用した相談支援等を行うため、SNS等運営費や、緊急一時的な居場所の確保に係る加算を実施 (若年妊婦等支援強化事業 実施自治体数：27自治体(令和5年度))
75	・ こども等に対する性的な暴力の根絶に向けた対策について、こどもからの相談につながりやすく、こどもが精神面のケアを含んだ適切な保護や支援を受けられる体制整備等を推進する。また、「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」に基づく取組を推進するとともに、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、取組を強化する。	内閣府	○若年層が利用しやすいよう、SNS相談Cure time(キュアタイム)を実施するとともに、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国共通番号(#8891)の周知・広報を推進 ○「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を活用し、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化を図り、都道府県による性犯罪・性暴力被害者支援の取組を促進 (令和6年度交付決定額：539百万円) ○令和6年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」に、ポスター及びリーフレットを作成し、関係機関・団体に配布 ○令和6年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、「DVや性暴力の悩み、受け止めてくれる人がきっといる。」というメッセージを用い、相談先を周知するためのポスター、リーフレット、啓発カード等を作成し、関係団体等に配付 ○若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導的立場にある者、行政職員等を対象に、オンライン研修教材を提供 ○令和7年3月に人身取引対策のポスター及びリーフレットを作成し、関係機関・団体に配布予定

	本文	府省庁名	取組内容と実績
	(4) 学童期及び思春期における保健施策		
76	・ こども等に対する性的な暴力の根絶に向けた対策について、こどもからの相談につながりやすく、こどもが精神面のケアを含んだ適切な保護や支援を受けられる体制整備等を推進する。また、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づく取組を推進するとともに、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、取組を強化する。	警察庁	○インターネットの利用に起因する児童の犯罪被害防止を図るため、都道府県警察において非行防止教室、保護者説明会等における啓発活動を実施（啓発活動：約2万9,000回実施（令和5年中）） ○「若年層の性暴力被害予防月間」等を通じて都道府県警察において商業施設や駅前等におけるキャンペーン等の広報啓発活動を実施
77	・ こども等に対する性的な暴力の根絶に向けた対策について、こどもからの相談につながりやすく、こどもが精神面のケアを含んだ適切な保護や支援を受けられる体制整備等を推進する。また、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づく取組を推進するとともに、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、取組を強化する。	こども家庭庁	○児童虐待発生時の迅速・的確な対応に資するよう児童相談所等の体制強化を進めており、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において児童福祉司を令和4年度には5,765名に増員することを目標としていたが、令和4年度内に5,783人の体制となり、この目標を達成 ○令和5年度以降の体制については「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月関係府省庁連絡会議決定。以下「新プラン」という。）を策定し、2024（令和6）年度末までに児童福祉司を6,850人程度、2026（令和8）年度末までに児童心理司を3,300人程度の体制とする目標を設定していたが、更に児童相談所等の体制強化の取組を推進するため、「新プラン」の一部を改定し、児童福祉司については2026（令和8）年度末までに7,390人程度の体制とする目標を設定した。
78	・ 学童期及び思春期における心の問題に対応するための専門家を養成するとともに、精神保健福祉センター、児童相談所などにおける専門家による相談体制や、児童生徒の心身の健康や教育に関する相談体制を整備する。	文部科学省	○心の健康に関する啓発資料を作成し、教職員による健康相談・保健指導を推進 ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制の充実（対応学校数（小・中）SC：27,199校（令和5年度）、対応中学校区数SSW：7,871中学校区（令和5年度）） ○24時間子供SOSダイヤルの周知 ○SNS等を活用した相談体制の整備（SNS等を活用した相談事業実施自治体：45自治体（令和6年度））
79	・ 学童期及び思春期における心の問題に対応するための専門家を養成するとともに、精神保健福祉センター、児童相談所などにおける専門家による相談体制や、児童生徒の心身の健康や教育に関する相談体制を整備する。	こども家庭庁 厚生労働省	○児童虐待発生時の迅速・的確な対応に資するよう児童相談所等の体制強化を進めており、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において児童福祉司を令和4年度には5,765名に増員することを目標としていたが、令和4年度内に5,783人の体制となり、この目標を達成 ○令和5年度以降の体制については「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月関係府省庁連絡会議決定。以下「新プラン」という。）を策定し、2024（令和6）年度末までに児童福祉司を6,850人程度、2026（令和8）年度末までに児童心理司を3,300人程度の体制とする目標を設定していたが、更に児童相談所等の体制強化の取組を推進するため、「新プラン」の一部を改定し、児童福祉司については2026（令和8）年度末までに7,390人程度の体制とする目標を設定した。 ○児童思春期精神保健の網羅的な系統講義、グループディスカッション等の実践的研修や「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」についての全般的研修などの実施（令和5年度研修受講者数：854名）
80	・ 様々なこどもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉教育関係機関等と連携した支援体制の構築を図るこどもの心の診療ネットワーク事業を推進する。	こども家庭庁	○様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施（こどもの心の診療ネットワーク事業実施自治体数：21自治体（令和5年度））

	本文	府省庁名	取組内容と実績
	(4) 学童期及び思春期における保健施策		
81	<p>・ 10代後半の死因の第1位が自殺であることなどを踏まえ、自殺予防に資する相談体制の整備及び相談窓口の周知など、こどもの自殺対策を推進する。</p>	<p>文部科学省 こども家庭庁</p>	<p>○令和3年6月に取りまとめられた「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議のまとめ」を踏まえた自殺予防の取組について、教育委員会等に周知 ○平成30年に教育委員会等へ発出した、SOSの出し方に関する教育を行う際の留意点に関する通知や、各自治体で作成した教材例等について、生徒指導担当者向けの研修会等において周知 ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制の充実 (対応学校数(小・中)SC:27,199校(令和5年度)、対応中学校区数SSW:7,871中学校区(令和5年度)) ○24時間子供SOSダイヤルの周知 ○SNS等を活用した相談体制の整備 (SNS等を活用した相談事業実施自治体:45自治体(令和6年度)) ○学校が自殺予防教育を実施するに当たり、活用できる教材や指導資料の作成等を実施(令和6年度)。 ○令和5年6月に策定した「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づく各施策の目標や進捗を見える化したロードマップを作成(令和6年度) ○こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究を実施(令和6年度) ○こどもの自殺対策の推進に資する広報啓発活動を実施(令和6年度)</p>
82	<p>・ ゲーム等の使用がこどもの成長や発達に与える影響等についての科学的知見の収集や、保健医療及び教育分野におけるゲームに関する問題等についての普及啓発、相談対応を行う。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業として令和6年度は22百万円の予算を確保し、その中で、インターネット等の使用による生活習慣の乱れの改善に関する事業を実施。 ○学校教育において依存症に関する指導を行うことを目的に作成した「教師用指導参考資料」「高校生向け啓発資料」の活用を周知 【学校における情報モラル教育の観点として】 ○ゲームに関する問題等について考える動画教材を引き続きHPで提供 ○スマートフォン等をめぐるトラブルの防止のための児童生徒向け啓発資料の作成・配布</p>
83	<p>・ ゲーム等の使用がこどもの成長や発達に与える影響等についての科学的知見の収集や、保健医療及び教育分野におけるゲームに関する問題等についての普及啓発、相談対応を行う。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ゲーム障害に関する相談従事者及び医療従事者の研修、ゲーム障害に関する調査研究及び依存症全般に関する普及啓発</p>
84	<p>・ 学童期における側弯症などの疾病を学校における健康診断で早期に発見し、支援につなげていく環境整備に向けた検討を行う。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○文部科学省が作成した手引き等を踏まえ、検査機器を用いた脊柱の検査に関する理解増進を図るため、教職員・教育行政関係者等を対象とした講習会を開催</p>
85	<p>・ 障害のあるこどもができるだけ身近な地域で、障害の特性に応じた療育などが受けられるよう支援するとともに、こどもの成長に必要な集団的な養育のため、保育所や幼稚園等における障害のあるこどもの受入体制の整備促進を図る。また、その際、障害のあるこどもと障害のないこどもが遊びや生活を通じて互いを理解し、共に成長し合うことができるよう努める。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○特別な支援を必要とする子供の受入について、私学助成の特別支援教育経費及びこども家庭庁の認定こども園特別支援教育・保育経費により支援 ○「障害のある子どもの教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月30日改訂)として、引き続き障害のある子どもの就学先決定に必要なプロセスや障害種に応じた教育的対応について、各自治体を通して幼稚園を含む学校等に周知し、各学校における受入が円滑に進むよう支援</p>
86	<p>・ 障害のあるこどもができるだけ身近な地域で、障害の特性に応じた療育などが受けられるよう支援するとともに、こどもの成長に必要な集団的な養育のため、保育所や幼稚園等における障害のあるこどもの受入体制の整備促進を図る。また、その際、障害のあるこどもと障害のないこどもが遊びや生活を通じて互いを理解し、共に成長し合うことができるよう努める。</p>	<p>こども家庭庁</p>	<p>○障害のあるこどもの保育所での受入れを促進するため、保育所等に保育士を加配するための経費を地方交付税措置 ○障害のあるこどもの受入体制の整備促進を図るため、保育対策総合支援事業費補助金により、保育所等が障害児を受け入れるために必要となる改修等を行う場合に補助 ○児童福祉法等に基づく児童発達支援事業等を実施 (事業所数は令和6年3月の報酬請求事業所数) ・ 児童発達支援 12,785事業所 ・ 放課後等デイサービス 21,411事業所 ・ 保育所等訪問支援 1,886事業所</p>

本文		府省庁名	取組内容と実績
(4) 学童期及び思春期における保健施策			
87	・ 肢体不自由児が十分なりハビリを受けることができるよう、引き続き、医療型障害児入所施設における有期有目的の支援等を実施する。	こども家庭庁	○医療型障害児入所施設における有期有目的の支援について、報酬上、90日目までは無期の支援と比較して高い報酬単価を設定 ※ 無期の支援の単価：189単位 ※ 有期有目的の支援の単価 ：223単位（60日まで） ：205単位（61日目以降90日まで） ：189単位（91日目以降180日目まで） ：173単位（181日目以降） ※単位数は、主として肢体不自由児に対して指定入所支援を行う場合
88	・ 発達障害が疑われるこどもの早期発見、発達障害の特性に合った対応を保護者が行えるようにするための有効な支援策の開発・普及、診断を行える専門的な医療機関の確保、発達障害者支援センターの機能強化等による長期にわたる継続した相談支援体制の整備などにより、地域における支援体制の充実を図る。	厚生労働省 こども家庭庁	○発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等を巡回し、施設の職員や親に対し、気になる段階から支援を行うための体制の整備を図り、発達障害児等の福祉の向上を図ると共にインクルージョンを推進することを目的に「巡回支援専門員整備」を地域障害児支援体制強化事業により実施（再掲） ○発達障害における早期発見・早期支援の観点から、最初に相談を受け、診療を行うことが多い小児科医等のかかりつけ医等の医療従事者に対し、その対応力向上のための研修を実施する「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業」を地域生活支援事業により実施（実施箇所：38都道府県等（令和5年度）） ○発達障害者及びその家族に対して相談支援、発達支援、就労支援、及び情報提供や研修等を行う「発達障害者支援センター」を設置（再掲）（実施箇所数：102箇所（令和5年度）） ○「発達障害者地域支援マネジャー」の配置を地域生活支援事業のメニューに位置づけ、発達障害者支援センターなどへの配置を促すことで地域支援機能を強化（再掲） （発達障害者地域支援マネジャー配置都道府県等数：52都道府県等（令和5年度））
89	・ 障害のあるこどもが障害児通所支援や福祉サービス利用の必要性があるときに相談支援が円滑に実施されるよう、専門性向上を図る。	厚生労働省 こども家庭庁	○相談支援専門員が専門的な知識とスキルを獲得するため、都道府県が行う相談支援従事者養成研修の専門コース別研修として「障害児支援」のコースを設けており、「障害児支援」のコース別研修は、令和4年度からカリキュラムについて充実・強化していることから、令和3年度以降、研修の実施主体である都道府県に対し、国が実施する指導者養成研修において、令和4年度から実施する新たなカリキュラムの研修内容の伝達を実施 ○令和6年度障害福祉サービス報酬改定において、 ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、地域の自立支援協議会への定期的な参加等を算定要件として追加した上で、基本報酬の引き上げを行ったほか、 ・ 医療等の多機関連携のための加算について、加算対象となる場面や業務の追加等による拡充などを行った。
90	・ 障害のあるこどもの栄養管理に必要な相談体制及び連携体制の整備に向けた検討を行う。	こども家庭庁	○保育所の栄養管理等に携わる方を対象とした研修（児童福祉施設食事提供担当者研修）を実施 ○児童発達支援センター、障害児入所施設の栄養・食生活支援に資する調査研究（「児童福祉施設等における栄養管理や食事の提供の支援に関する調査研究」）を実施（令和6年度） ○障害児の栄養・食生活支援に資する調査研究（「児童福祉施設における栄養管理（栄養ケア）の実態把握に関する調査研究」）を実施（令和6年度）
91	・ 思春期のこころの問題も含むこどもの性と健康の問題に対応するため、学校医、小児科医、産婦人科医、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等の連携を推進する。	文部科学省	○心の健康に関する啓発資料を作成し、教職員による健康相談・保健指導を推進 ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制の充実 （対応学校数（小・中）SC：27,199校（令和5年度）、対応中学校区数SSW：7,871中学校区（令和5年度）） ○24時間子供SOSダイヤルの周知 ○SNS等を活用した相談体制の整備 （SNS等を活用した相談事業実施自治体：45自治体（令和6年度））

	本文	府省庁名	取組内容と実績
	(5) 生涯にわたる保健施策		
92	・ 思春期や更年期に至る女性が各ライフステージにおける健康状態に応じて適確に自己管理を行うための女性ヘルスケアやがん教育などの健康教育を推進する。	文部科学省	○地域の実情に応じたがん教育の取組を支援するとともに、がん教育推進のための教材等の周知等を行い、がん教育を推進
93	・ 思春期や更年期に至る女性が各ライフステージにおける健康状態に応じて適確に自己管理を行うための女性ヘルスケアやがん教育などの健康教育を推進する。	厚生労働省 こども家庭庁	○「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健康局長通知別添）について令和3年度に改正し、プレスト・アウェアネス（乳房を意識する生活習慣）を記載し、自分の乳房の状態を知り、乳房の変化に気をつけ、変化に気づいたら医療機関へ速やかな受診を促すと共に、40歳になれば乳がん検診を受診するよう啓発 ○「都道府県健康対策推進事業」における「がん情報の提供に資する事業」により、がんへの正しい理解、及びがん医療への適切な受診等が得られることを目的として、がん患者、家族、地域住民又は児童生徒等に対するがんの知識・情報等の提供、普及啓発等に係る経費を補助 ○「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（令和4年8月1日健発0801第16号）において、がん診療連携拠点病院等は学校や職域からの依頼により、外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めることとしている。 ○各ライフステージに応じた健康課題に関する解説やセルフチェック、健康に関する悩みへの対応方法について、ホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」において分かりやすく情報提供 ○性と健康の相談センター事業において、女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう、生活に密着した身近な機関において健康教育を実施 (性と健康の相談センター事業実施自治体数：96自治体（令和5年度）)
94	・ 思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた性と健康の相談支援等を行う「性と健康の相談センター事業」の推進等により、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進する。特に、若年女性の痩せは骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があることを踏まえ、妊娠前からの望ましい食生活の実践等、適切な健康管理に向けて、各種指針等により普及啓発を行う。	厚生労働省 こども家庭庁	○将来の妊娠も考慮した健康管理に関する情報として、男性も含めたすべての国民向けに、ホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を通じて、生理痛を始めとする健康課題に関する解説や対応方法を提供 ○プロジェクトに参画する企業等と連携しながら、運動、食生活、禁煙、健診・検診の受診について具体的なアクションの呼びかけを行い健康寿命の延伸を推進しているスマート・ライフ・プロジェクトを実施 (スマート・ライフ・プロジェクト参画団体：10,130団体（令和5年度末）) ○性と健康の相談センター事業において、思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師向けの研修等への補助を実施 (性と健康の相談センター事業実施自治体数：96自治体（令和5年度）) ○令和6年度補正予算において、身近な地域の医療機関等にプレコンセプションケアに関する相談支援等への補助を創設 ○「妊娠のための食生活指針」について、妊娠前からの健康なからだづくりや適切な食習慣の形成が重要であることから、名称を「妊娠前からはじめる妊娠のための食生活指針」とする等、2021年3月に改定したほか、あわせて、国民の方を対象としたリーフレットを作成し、普及啓発を実施 ○厚生労働科学研究「生涯を通じた健康の実現に向けた「人生最初の1000日」のための、妊娠前から出産後の女性に対する栄養・健康に関する知識の普及と行動変容のための研究」（令和2～4年度）で研究を実施 ○令和5年度こども家庭科学研究「基礎疾患を持つ方に対するプレコンセプションケアの情報提供の充実のための研究」において、基礎疾患を持つ方の、妊娠・出産・子育てに関する情報のニーズ等に係る調査を行うとともに、医療・保健従事者等が、現場で活用することを想定した情報提供資料を作成している。 ○令和6年度より「プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会～性と健康に関する正しい知識の普及に向けて～」を開催し、「プレコンセプションケア5か年パッケージ(仮称)」の取りまとめを行う予定。

	本文	府省庁名	取組内容と実績
	(5) 生涯にわたる保健施策		
95	・女性の健康や妊娠、低用量ピルの活用等に伴う健康管理の方法、女性特有の悩みや疾病に関する正しい知識の普及及び社会的関心の喚起を図るため、「女性の健康週間」等を通じて、各種啓発及び行事等を実施する。	厚生労働省	○国民向けに、女性の健康に関する情報発信や普及啓発を目的とするホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を開設し、女性の健康課題に関する解説やセルフチェック、ライフステージごとの健康に関する悩みへの対応方法について情報提供 ○女性の健康週間（毎年3月1～8日）に合わせて毎年様々な取組※を実施 ※令和5年度：特設ホームページを開設し、性別を問わない全世代の国民に向けて、「女性の適正体重の重要性」に関する情報発信や普及啓発を実施
96	・子宮頸がん、乳がん等の若年期に発症することの多い女性のがんに対する検診を推進するとともに、これらに対する相談支援、知識、予防、検診等の啓発を行う。	厚生労働省	○「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」により、受診勧奨・再勧奨の実施や、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者へのクーポン券の配布等に係る経費を補助 ○「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を令和5年度に改正し、令和6年4月1日以降、精度管理体制が整った市町村において、指針に基づくHPV検査単独法を導入している ○「都道府県健康対策推進事業」により、都道府県における啓発事業等に係る経費の補助を行い、市町村や企業等でのがん検診の受診促進を推進 ○国立がん研究センターのサイトにごがん情報サービスを設置し、各種がんについて基本的な知識、検査、治療方法などの情報を提供している ○全国の小児がん拠点病院（15カ所）、がん診療連携拠点病院等（461カ所）に相談支援センターを設置し、がん患者や家族等に対する相談支援の窓口の体制を整備している ○子宮頸がんについて、市町村における予防接種を推進するため、必要な地方交付税措置を行っている。令和5年度におけるHPVワクチンの予防接種実施率は、3回目接種が24.9%。定期接種に関する情報提供資料を改訂、広報資料を作成し、これらを対象者への周知に活用いただくよう事務連絡を自治体へ発出
97	・性と健康の相談センター事業の推進等により、男女を問わず、不妊症や不育症に関する正しい知識の情報提供や相談体制の強化を図るとともに、こどもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発を実施する。	こども家庭庁	○男女を問わず、不妊症や不育症に関する正しい知識の情報提供や相談体制の強化を図るため、都道府県、指定都市、中核市による性と健康の相談センター事業の実施（令和3年度までは、不妊専門相談センター事業として実施）について費用を助成（性と健康の相談センター事業実施自治体数：96自治体（令和5年度）） ○早い段階から里親・特別養子縁組制度等に興味・関心をもってもらえるよう、児童相談所等と連携し、制度の普及啓発等を行うこととして、不妊症・不育症等ネットワーク支援を実施
98	・医療的ケア児等が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられることができるようにするなど、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図る。	文部科学省	○「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨について、各自治体の教育委員会担当者が集まる会議等において改めて周知 ○医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、学校における医療的ケア看護職員の配置に係る経費の支援を実施
99	・医療的ケア児等が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられることができるようにするなど、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図る。	厚生労働省 こども家庭庁	○小児医療の体制構築に係る指針において、医療的ケア児が入院する医療機関は、医療的ケア児及びその家族への支援体制に参画し、退院・転院後の療養生活を担う医療機関や訪問看護事業所等との連絡や調整、福祉サービスの導入に係る支援等を行う体制を整備することについて記載している。 ○小児慢性特定疾病対策地域協議会運営事業において、小児慢性特定疾病児童等が成人後に自立することができるよう地域の支援体制を確立するため、自治体が行う関係者が協議するための小児慢性特定疾病対策地域協議会の設置・運営に対する財政措置を実施 ○医療的ケア児保育支援事業において、保育所等における医療的ケアを必要とするこどもの受入体制の整備を推進するため、看護師等の配置について支援を実施 ○医療的ケア児等に関する協議会の設置や医療的ケア児等コーディネーターの配置等による医療的ケア児等の相談体制の整備等を行う「医療的ケア児等総合支援事業」を実施
100	・日常的に運動習慣のない女性がスポーツを実施することにより健康増進や維持、疾病予防に大きな貢献が期待できること等を踏まえ、女性が生涯を通じてスポーツに親しむことを目的として女性の運動・スポーツへの参加に向けた取組を推進する。	文部科学省	○スポーツ庁HPの「女性のスポーツ参加サポートページ」やSNS等で、女性のスポーツ実施に関する情報を配信するなど、周知、普及活動を行っている。 （女性のスポーツ参加サポートページアクセス数：約5,200件（令和6年2月～令和7年1月）） ○Sport in Life推進プロジェクト「スポーツ実施率の向上に向けた総合研究事業（スポーツによる社会課題解決推進のための政策に資する研究：Ⅱ女性スポーツ）」において、女性のライフサイクルに応じたスポーツ実施促進に係る環境整備等に関する調査研究を実施、その結果の公表を行った。

	本文	府省庁名	取組内容と実績
	(5) 生涯にわたる保健施策		
101	・ 日常的に運動習慣のない女性がスポーツを実施することにより健康増進や維持、疾病予防に大きな貢献が期待できること等を踏まえ、女性が生涯を通じてスポーツに親しむことを目的として女性の運動・スポーツへの参加に向けた取組を推進する。	厚生労働省	○健康日本21（第三次）推進専門委員会において、身体活動・運動分野に関する取組の推進について議論した。 ○国民向けに「アクティブガイド2023」を公表し、ウェブサイト掲載や関係機関に周知し、普及啓発を実施した。 (運動習慣者の割合(女性(20～64歳))：22.7%(令和5年度))
102	・ 女性アスリートが心身ともに健康な状態でスポーツを継続し、引退後も生涯にわたり健康を維持できるよう、鉄欠乏性貧血や痩せによる無月経に対する栄養管理を含めた健康支援のための取組を推進する。	文部科学省	○ジュニア層を含む女性アスリートの過度なトレーニングや食事制限等による心身の健康課題を防ぐために、相談窓口の設置や、リテラシー教育としてのセミナー開催を実施している。(窓口相談件数：290件、成長期アスリート講習実施回数：4回 ※R6.12末時点) ○本事業での研究成果や知見を現場に広く還元するために、中高生からシニア世代、保護者、指導者等、誰もが簡単に利用できるようなオンラインプラットフォーム・フォームを作成した。
103	・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13（2001）年法律第31号）に基づき、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護等を推進する。	内閣府	○令和2年10月から、最寄りの都道府県配偶者暴力相談支援センターにつながる全国共通番号（#8008）を導入し、周知・広報を実施 ○令和2年4月から、「DV相談+（プラス）」を開設して、24時間対応の電話相談、オンライン・チャット相談、メール相談、10言語に対応した外国語相談等を実施 ○官民連携の下で民間シェルター等が行う先進的な取組について、都道府県等に対する交付金により支援 (令和6年度交付決定額：284百万円)
104	・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13（2001）年法律第31号）に基づき、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護等を推進する。	厚生労働省	○DV被害者をはじめ様々な困難な問題を抱える女性を対象として、緊急を要する場合には女性相談支援センターの一時保護所において一時保護を行い、一時保護終了後、中長期的に心身の回復を図る必要がある場合には、女性自立支援施設において自立に向けた支援を実施 (令和5年度実績：婦人相談所による一時保護5,456人、婦人保護施設入所者694人) ※令和6年4月の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、「婦人相談所」は「女性相談支援センター」に、「婦人保護施設」は「女性自立支援施設」に名称が変更されている。
105	・ アルコール健康障害対策基本法（平成25（2013）年法律第109号）に基づき、20歳未満の者や妊婦の飲酒防止等、アルコール健康障害対策を推進する。	こども家庭庁	○育成基本方針に基づく評価指標として「中学生・高校生の飲酒者の割合」を指標として設定しており、目標達成に向けて取組を推進 ○母子健康手帳情報支援サイトにおいて、妊娠中や授乳中の飲酒のリスクについて情報提供
106	・ 妊産婦等における適切な服薬管理や女性の健康を支援できるよう、薬剤師の研修を行うとともに、健康サポート薬局における医薬品等に係る健康相談等を推進する。	厚生労働省	○令和4年度薬剤師の資質向上等に資する研修事業において、妊産婦等に対する薬物療法を含めた成育医療に関する研修を実施 ○「薬と健康の週間」など、様々な機会を通じて、国民、自治体や薬局関係団体に向け健康サポート薬局の取組を周知
107	・ D O H a D（Developmental Origins Health and Disease）11の概念を踏まえて、妊娠中の体重増加不良の予防やストレスの軽減など生涯を通じた疾病予防対策を実施する。	こども家庭庁	○妊産婦を対象とした健康診査や各種教室等における栄養指導等において活用するため、令和3年3月に「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」を作成し周知 ○厚生労働科学研究「生涯を通じた健康の実現に向けた「人生最初の1000日」のための、妊娠前から出産後の女性に対する栄養・健康に関する知識の普及と行動変容のための研究」（令和2～4年度）で研究を実施 ○こども家庭科学研究「妊産婦の栄養・食生活の実態把握と効果的な支援のための研究」（令和5～7年度）で研究を実施

	本文	府省庁名	取組内容と実績
	(6) 子育てや子どもを育てる家庭への支援		
108	・国、地方公共団体のみならず、地域、学校や企業等も含め、地域社会全体でこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進し、成育医療等におけるソーシャルキャピタルの醸成の推進につなげる。特に、働きながら子育てする女性とそのこどもの健康支援のための取組を推進する。	こども家庭庁	○性と健康の相談センター事業において、思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導等を実施 (性と健康の相談センター事業実施自治体数：96自治体（令和5年度）)
109	・孤立した子育てによって虐待につながる事のないよう、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流等を実施する地域子育て支援拠点事業等の利用を推進し地域での見守り体制を強化する。	こども家庭庁	○子育て中の親子が気軽に集い、不安や悩みを相談できる場として、地域子育て支援拠点事業を実施しており、令和6年度より土日祝日開所を推進していくため、週6日以上開所する場合に基本分単価の拡充を行った。 (地域子育て支援拠点事業実施箇所数：8,016箇所(令和5年度))
110	・妊婦と父親になる男性が共に、産前・産後の女性の心身の変化を含めた妊娠・出産への理解を深め、共に子育てに取り組めるよう、地方公共団体における両親共に参加しやすい日時設定等に配慮した両親学級等の取組を推進する。	こども家庭庁	○地方自治体が行う出産や子育てに悩む父親を対象とした交流会や相談支援に必要な経費の補助を創設するとともに、オンラインによる両親学級等を開催するための体制整備に補助を行っている。 ○地方自治体に対し、父親に対する両親学級等への参加促進等や活用可能な国庫補助事業に関する事務連絡を発出している。 ○令和5年度から3年計画で、こども家庭科学研究「父親の子育て支援推進のためのプログラムの確立に向けた研究」を実施、令和6年度は地方自治体向けに「父親支援マニュアル」を作成。
111	・男性の産後うつ等に対して子育て経験のある男性によるピアサポートの実施等、出産や子育てに悩む父親に対する支援を推進する。	こども家庭庁	○産前・産後サポート事業において、令和3年度より、父親へのピアサポートや相談支援等を実施 (産前・産後サポート事業の実施自治体数：812市町村（令和5年度）) ○令和5年度から3年計画で、こども家庭科学研究「父親の子育て支援推進のためのプログラムの確立に向けた研究」を実施
112	・市町村における「子ども家庭総合支援拠点」（令和6（2024）年度以降、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の設立の意義や機能は維持した上で設置される「こども家庭センター」）、「要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図る。さらに、児童相談所及び市町村において相談、支援を行う児童福祉司等の確保や専門性の向上、警察、母子保健担当部署等の関係機関との連携や民間団体との協働、育児支援が必要な家庭への訪問支援、SNSを活用した相談支援、児童虐待防止対策に関する医師、歯科医師その他医療従事者への研修の実施などにより、虐待通告や子育ての悩み相談、子どもからの相談に対して確実に対応できる体制の強化を図る。また、児童相談所及び市町村と保育所や幼稚園、小・中学校等の関係機関との連携等により、児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実に図る。	警察庁	○警察と児童相談所との連携の強化を図るため、児童相談所における警察OB等の配置への協力を実施 (児童相談所における警察OB等の配置状況：警察OB259人、警察職員の出向・派遣106人計365人（R6.4.1現在）)

	本文	府省庁名	取組内容と実績
113	<p>(6) 子育てや子どもを育てる家庭への支援</p> <p>・市町村における「子ども家庭総合支援拠点」（令和6（2024）年度以降、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の設立の意義や機能は維持した上で設置される「こども家庭センター」）、「要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図る。さらに、児童相談所及び市町村において相談、支援を行う児童福祉司等の確保や専門性の向上、警察、母子保健担当部署等の関係機関との連携や民間団体との協働、育児支援が必要な家庭への訪問支援、SNSを活用した相談支援、児童虐待防止対策に関する医師、歯科医師その他医療従事者への研修の実施などにより、虐待通告や子育ての悩み相談、こどもからの相談に対して確実に対応できる体制の強化を図る。また、児童相談所及び市町村と保育所や幼稚園、小・中学校等の関係機関との連携等により、児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実を図る。</p>	文部科学省	<p>○令和6年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県教育長等に対して同キャンペーンの実施について通知を发出 ・文部科学省関連のメールマガジンを通じて、児童虐待防止に関する情報を周知 <p>○地域で活動する家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者に向けて、令和6年10月に改訂した「児童虐待への対応のポイント」を周知</p> <p>○令和2年6月に改訂した「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」、令和2年1月に策定した「学校現場における虐待防止に関する研修教材」の周知</p>
114	<p>・市町村における「子ども家庭総合支援拠点」（令和6（2024）年度以降、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の設立の意義や機能は維持した上で設置される「こども家庭センター」）、「要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図る。さらに、児童相談所及び市町村において相談、支援を行う児童福祉司等の確保や専門性の向上、警察、母子保健担当部署等の関係機関との連携や民間団体との協働、育児支援が必要な家庭への訪問支援、SNSを活用した相談支援、児童虐待防止対策に関する医師、歯科医師その他医療従事者への研修の実施などにより、虐待通告や子育ての悩み相談、こどもからの相談に対して確実に対応できる体制の強化を図る。また、児童相談所及び市町村と保育所や幼稚園、小・中学校等の関係機関との連携等により、児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実を図る。</p>	こども家庭庁	<p>○「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月 関係府省庁連絡会議決定）に基づき、市区町村における子ども家庭総合支援拠点の設置を推進してきた。こども家庭センターについては、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月関係府省庁連絡会議決定、令和5年12月改定、令和6年12月22日再改定）において、全市町村が令和8年度までに全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う体制を整備できるよう取り組むとされていることを踏まえ、設置を推進していく。</p> <p>○児童相談所や市町村、保育所や幼稚園、学校等の関係機関の連携にあたっては、関係機関が参画する要保護児童対策地域協議会（要対協）の仕組みを活用し、連携を強化（要対協設置市町村数：1,738市町村（令和2年4月現在））</p> <p>○児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修や資質向上のための研修等の支援を実施</p> <p>○これまでの全国共通のダイヤルによる電話や対面による相談の受け付けに加え、コミュニケーション手段として普及しているSNSを活用し、全国のどの地域からであってもこどもや保護者等からの相談を一元的に受け付けた上で、相談内容を各自治体に転送し、各自治体においてこどもや保護者等がSNS上で相談できるシステムを、令和5年2月から運用開始している。</p>
115	<p>・令和4（2022）年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4（2022）年法律第66号）に基づき、こども家庭センターの設置や、同センターと妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関との密接な連携を促進する等、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を着実に進める。</p>	こども家庭庁 厚生労働省	<p>○体罰禁止に関する考え方や、体罰等によらない子育てのための工夫等を掲載したWebページの公開等、国民や関係機関に周知しているほか、令和4年度の民法等の改正により、児童福祉法等における懲戒権の規定を削除するとともに、こどもの人格の尊重等を規定した。</p> <p>○児童虐待発生時の迅速・的確な対応に資するよう児童相談所等の体制強化を進めており、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において児童福祉司を令和4年度には5,765名に増員することを目標としていたが、令和4年度内に5,783人の体制となり、この目標を達成</p> <p>○令和5年度以降の体制については「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月関係府省庁連絡会議決定。以下「新プラン」という。）を策定し、2024（令和6）年度末までに児童福祉司を6,850人程度、2026（令和8）年度末までに児童心理司を3,300人程度の体制とする目標を設定していたが、更に児童相談所等の体制強化の取組を推進するため、「新プラン」の一部を改定し、児童福祉司については2026（令和8）年度末までに7,390人程度の体制とする目標を設定した。</p> <p>○「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月関係府省庁連絡会議決定、令和5年12月改定、令和6年12月23日 再改定）において、全市町村が令和8年度までに全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う体制を整備できるよう取り組むとされていることを踏まえ、こども家庭センターの設置を推進していく。</p>

	本文	府省庁名	取組内容と実績
	(6) 子育てや子どもを育てる家庭への支援		
116	<p>・ 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てをできるよう、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援と、妊婦・子育て世帯に対する経済的支援を一体として実施する事業の全国的な定着と充実を着実に推進する。</p>	こども家庭庁	<p>○令和5年12月22日に閣議決定した「こども未来戦略」において、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業を2024年度も継続して実施するとともに、2025年度から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の新たな給付として妊婦のための支援給付を創設した。また、伴走型相談支援については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の新たな相談支援事業として妊婦等包括相談支援事業を創設した。妊婦のための支援給付と妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせることで、妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減を総合的に支援し、妊娠期からの切れ目ない支援を着実に実施する。</p> <p>（令和6年度においては対象者のいる全ての市町村が伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金を一体的に実施）</p>
117	<p>・ 児童虐待を発見した人や子育てに悩みを抱える人が適切に通告・相談できるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）等を広く国民に周知するとともに、児童虐待防止推進月間等における啓発活動により、社会全体として児童虐待を防止する機運を高める。</p>	こども家庭庁	<p>○11月の「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」（平成16年～令和4年は「児童虐待防止推進月間」を厚生労働省で実施）を実施し、関係府省庁や、地方公共団体、関係団体等と連携し、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）のポスターやリーフレットを各所に掲載する等の周知・啓発を実施</p> <p>○『189（いちばやく） 気づいてあげて そのサイン』を令和6年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間の標語として決定し、各種広報媒体に掲載したほか、「こどもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催等、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発</p>
118	<p>・ ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制を構築するなど、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備する。</p>	こども家庭庁	<p>○ひとり親家庭に対する総合的な支援体制を構築・強化するため、地方自治体の相談窓口に、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制の確保や、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実を図るとともに、ひとり親家庭が抱える様々な課題について相談できる集中相談事業を実施し、適切な支援メニューにつなげられるような体制を整備</p> <p>（令和4年度実績：就業支援専門員の配置状況：107名、相談延べ件数：38,975件）</p> <p>○ひとり親家庭が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めたひとり親のワンストップ相談体制の構築・強化を図るため、令和2年度補正予算において「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」を創設</p>
119	<p>・ 「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元（2019）年11月29日閣議決定）に基づき、複合的な課題をもつ生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所づくりを含む学習支援など、こどもの貧困対策を総合的に推進する。</p>	こども家庭庁	<p>「子供の貧困対策に関する大綱」を引き継いで策定された「こども大綱」（令和5年（2023年）12月22日閣議決定）に基づき、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進め、こどもの貧困の解消に全力をあげて取り組んでいるところ。（こどもの貧困率：11.5%（令和4年国民生活基礎調査）、ひとり親世帯の貧困率：44.5%（令和4年国民生活基礎調査））</p>
120	<p>・ 「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元（2019）年11月29日閣議決定）に基づき、複合的な課題をもつ生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所づくりを含む学習支援など、こどもの貧困対策を総合的に推進する。</p>	こども家庭庁 厚生労働省	<p>○ひとり親家庭や低所得子育て世帯の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭等の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供等を実施。また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。</p> <p>（令和4年度実績：延べ利用人数：538,424人）</p> <p>○多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対し、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける等の事業を実施する「地域こどもの生活支援強化事業」を令和5年度補正予算で新たに創設。支援を必要としている子どもを早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みをつくることにより、地域の子どもたちへの支援体制を強化する。</p> <p>（令和5年度実施自治体数：6自治体）</p> <p>○生活困窮者自立支援制度における「子どもの学習・生活支援事業」において、生活困窮世帯等の子どもに対して学習支援や居場所づくり、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行っている。</p> <p>（令和5年度実施自治体数：600自治体、令和4年度利用件数41,285件）</p>

本文	府省庁名	取組内容と実績
(6) 子育てや子どもを育てる家庭への支援		
121	内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> ・ ギャンブル等依存症対策基本法（平成30（2018）年法律第74号）に基づき、貧困や児童虐待等の社会問題を生じさせる場合があるギャンブル等依存症である者等やその家族に対する支援を推進する。 <p>○ギャンブル等依存症である者等やその家族に対する支援をその内容に含めたギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）に盛り込まれた施策を推進するとともに、令和6年6月には同基本計画の進捗状況を公表</p>
122	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・ ギャンブル等依存症対策基本法（平成30（2018）年法律第74号）に基づき、貧困や児童虐待等の社会問題を生じさせる場合があるギャンブル等依存症である者等やその家族に対する支援を推進する。 <p>○精神保健福祉センター等においてギャンブル等依存症である者等やその家族に対する相談支援、治療につなげるための依存症に関する正しい知識や相談窓口についての周知・啓発を実施</p>
123	子ども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる「こどもホスピス」などの、小児がんの患者や小児慢性特定疾病を抱える児童等が家族や友人等と安心して過ごすことができる環境の整備について検討を進める。 <p>○「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）においては「こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める」ことが盛り込まれ、小児緩和ケアが必要なLTC(Life-Threatening Conditions:生命を脅かされる状態)にあるこどもに対しての一層の療養環境の充実、いわゆる「こどもホスピス」の取組を推進することが盛り込まれた。</p> <p>○令和5年度子・支援推進調査研究事業において、こどもホスピスを主たる運営財源別に「医療型」「福祉型」「地域型」に分類し課題を整理、「こどもホスピス」の検討に係る関係省庁連絡会議においても、各所管においてそれら課題等について対応しているところ、当庁では、全国自治体において、LTCのこどもやその家族の実態やニーズ把握共有できる場と、医療や教育、福祉等の関係者とのネットワークの構築や、地域の実情を踏まえた支援課題を把握するため「こどもホスピス支援モデル事業」（令和6年度補正予算事業）を新設。</p> <p>○法的定義のない「こどもホスピス」において、LTCにあるこどもの疾患や病態、療養生活の状況も非常に多様であることから、令和6年度子・支援推進調査研究事業において、それら多様なこども当事者声を集めた調査分析を進めているところ。</p>
124	厚生労働省 子ども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小児慢性特定疾病を抱える児童等、医療的ケア児、発達障害児等の兄弟姉妹への支援を推進する。 <p>○小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（努力義務事業）において、自治体が行う介護者の負担軽減や福祉の向上を目的としたきょうだい児支援等に対する財政支援を実施</p> <p>○難病等制度推進事業において、事業者が実施する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の立ち上げ支援に対する財政支援を実施</p> <p>○親がきょうだい児にしっかりと向き合うことのできる時間を作れるよう、障害児通所支援や短期入所等を実施（事業所数は令和6年3月の報酬請求事業所数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 12,785事業所 ・ 放課後等デイサービス 21,411事業所 ・ 短期入所 6,199事業所 <p>○発達障害の子どものいる保護者や配偶者、兄弟同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの実施やその活動のファシリテーターとなる者の養成を行う取組について支援する「発達障害児者及び家族等支援事業」を実施</p>
125	子ども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と育児の両立を実現していくためには、こどもの急病時に対応できる仕組みとして「病児保育」等による子育て支援を推進する。 <p>○こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育する病児保育事業を市町村が行うための支援を実施</p>

本文		府省庁名	取組内容と実績
3 教育及び普及啓発			
(1) 学校教育及び生涯学習			
126	・ 地域において、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進する。	文部科学省	○地域における家庭教育支援基盤構築事業（「学校を核とした地域力強化プラン」事業）において、子育てに周囲の協力が得られにくい保護者など真に支援が必要な家庭に家庭教育支援チームの支援員（子育て経験者や元教員、社会福祉士、臨床心理士等）が訪問し、家庭教育に関する情報の提供や相談を実施するなど保護者の置かれた状況に寄り添う支援を実施 （訪問支援実施市区町村数：82市区町村（令和5年度））
127	・ 学校教育において、乳幼児との触れ合い体験や交流などの実践的な活動を取り入れ、乳幼児期の心身の発達と生活、親の役割と保育、こどもを取り巻く社会環境、子育て支援について理解するとともに、乳幼児と適切に関わるための基礎的な技能を身に付けることや、こどもを生み育てることの意義について考えることを推進する。	文部科学省	○高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会（令和5年6月）、高等学校各教科等教育課程研究協議会（令和5年11月）を開催し、各都道府県・指定都市教育委員会の指導主事等を対象に学習指導要領の趣旨を周知
128	・ 学校教育において、発達段階に応じ、予防接種の実施が感染症予防に有効であること等を含めた感染症予防に関する指導を行う。	文部科学省	○学校において、学習指導要領や指導参考資料に基づき、児童生徒が予防接種に関する事項を含め感染症に関して正しく理解し、適切な行動を取れるよう、体育科、保健体育科等を通じて指導
129	・ 男女を問わず、人間の身体的・精神的・遺伝学的多様性を尊重しつつ、妊娠、出産等についての希望を実現するため、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発を学校教育段階から推進する。（再掲）	文部科学省	○学校において、学習指導要領や指導参考資料に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動を取れるよう、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導
130	・ 男女を問わず、人間の身体的・精神的・遺伝学的多様性を尊重しつつ、妊娠、出産等についての希望を実現するため、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発を学校教育段階から推進する。（再掲）	こども家庭庁	○性と健康の相談センターにおいて、学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等向けの研修や、学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師向けの研修等への補助を実施 （性と健康の相談センター事業実施自治体数：96自治体（令和5年度））
131	・ 思春期や更年期に至る女性が各ライフステージにおける健康状態に応じて適確に自己管理を行うための女性ヘルスケアやがん教育などの健康教育を推進する。（再掲）	文部科学省	○地域の実情に応じたがん教育の取組を支援するとともに、がん教育推進のための教材等の周知等を行い、がん教育を推進【再掲】

	本文	府省庁名	取組内容と実績
	(1) 学校教育及び生涯学習		
132	・ 思春期や更年期に至る女性が各ライフステージにおける健康状態に応じて適確に自己管理を行うための女性ヘルスケアやがん教育などの健康教育を推進する。(再掲)	厚生労働省 こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ○「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日付け健康局長通知別添)について令和3年度に改正し、プレスト・アウェアネス(乳房を意識する生活習慣)を記載し、自分の乳房の状態を知り、乳房の変化に気をつけ、変化に気づいたら医療機関へ速やかな受診を促すと共に、40歳になれば乳がん検診を受診するよう啓発 ○「都道府県健康対策推進事業」における「がん情報の提供に資する事業」により、がんへの正しい理解、及びがん医療への適切な受診等が得られることを目的として、がん患者、家族、地域住民又は児童生徒等に対するがんの知識・情報等の提供、普及啓発等に係る経費を補助 ○「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(令和4年8月1日健発0801第16号)において、がん診療連携拠点病院等は学校や職域からの依頼により、外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めることとしている。 ○各ライフステージに応じた健康課題に関する解説やセルフチェック、健康に関する悩みへの対応方法について、ホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」において分かりやすく情報提供 ○性と健康の相談センター事業において、女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう、生活に密着した身近な機関において健康教育を実施 (性と健康の相談センター事業実施自治体数:96自治体(令和5年度))
	(2) 普及啓発		
133	・ 国、地方公共団体のみならず、地域や学校、企業等も含め、地域社会全体でこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの観点から、「健やか親子21」を基本方針に基づく国民運動として位置付け、こどもの成長や発達に関して、子育ての当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加え、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進する。	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ○健やか親子21全国大会を「秋のこどもまんなか月間」である11月に開催し、講演やシンポジウムを通じて、こども家庭庁の政策や、健やか親子21の取組を周知 ○健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰として、成育過程にある者の心身の健やかな成育や妊産婦の健康の保持・増進に寄与する取組を推進している個人・団体・自治体・企業を表彰し、受賞取組について、健やか親子21推進本部総会や健やか親子21のサイトにて周知を図るとともに、取組を推進
134	・ 女性の健康や妊娠、低用量ピルの活用等に伴う健康管理の方法、女性特有の悩みや疾病に関する正しい知識の普及及び社会的関心の喚起を図るため、「女性の健康週間」等を通じて、各種啓発及び行事等を実施する。(再掲)	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○国民向けに、女性の健康に関する情報発信や普及啓発を目的とするホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を開設し、女性の健康課題に関する解説やセルフチェック、ライフステージごとの健康に関する悩みへの対応方法について情報提供 ○女性の健康週間(毎年3月1～8日)に合わせて毎年様々な取組※を実施 ※令和5年度:特設ホームページを開設し、性別を問わない全世代の国民に向けて、「女性の適正体重の重要性」に関する情報発信や普及啓発を実施
135	・ 子宮頸がん、乳がん等の若年期に発症することの多い女性のがんに対する検診を推進するとともに、これらに対する相談支援、知識、予防、検診等の啓発を行う。(再掲)	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○子宮頸がんについて、市町村における予防接種を推進するため、必要な地方交付税措置を行っている。令和5年度におけるHPVワクチンの予防接種実施率は、3回目接種が24.9%。定期接種に関する情報提供資料を改訂、広報資料を作成し、これらを対象者への周知に活用いただくよう事務連絡を自治体へ発出 ○「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」により、受診勧奨・再勧奨の実施や、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者へのクーポン券の配布等への経費の補助を行い、市町村におけるがん検診の受診率の向上を図る ○「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を令和5年度に改正し、令和6年4月1日以降、精度管理体制が整った市町村において、指針に基づくHPV検査単独法を導入している ○「都道府県健康対策推進事業」により、都道府県における啓発事業等への経費の補助を行い、市町村や企業等でのがん検診の受診促進を図る ○国立がん研究センターのサイトにごがん情報サービスを設置し、各種がんについて基本的な知識、検査、治療方法などの情報を提供している ○全国の小児がん拠点病院(15カ所)、がん診療連携拠点病院等(461カ所)に相談支援センターを設置し、がん患者や家族等に対する相談支援の窓口の体制を整備している
136	・ 妊婦と父親になる男性が共に、産前・産後の女性の心身の変化を含めた妊娠・出産への理解を深め、共に子育てに取り組めるよう、地方公共団体における両親共に参加しやすい日時設定等に配慮した両親学級等の取組を推進する。(再掲)	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ○地方自治体が行う出産や子育てに悩む父親を対象とした交流会や相談支援に必要な経費の補助を創設するとともに、オンラインによる両親学級等を開催するための体制整備に補助を行っている。 ○地方自治体に対し、父親に対する両親学級等への参加促進等や活用可能な国庫補助事業に関する事務連絡を发出している。 ○令和5年度から3年計画で、こども家庭科学研究「父親の子育て支援推進のためのプログラムの確立に向けた研究」を実施、令和6年度は地方自治体向けに「父親支援マニュアル」を作成。

	本文	府省庁名	取組内容と実績
	(2) 普及啓発		
137	・ こどもの健やかな成長及び発達並びに健康の維持及び増進のため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動や「健やか親子21」の普及啓発等を通じて、保育所、幼稚園、学校等と、家庭や地域等が連携した食育を推進する。(再掲)	文部科学省	○子供の頃からの基本的な生活習慣づくり資するよう、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰、保護者向け啓発資料の作成等を始めとする「早寝早起き朝ごはん」国民運動等による普及啓発を推進 (これまでの表彰団体数：385団体 (H24：50、H26：62、H28：63、H30：53、R2：62、R4：51、R6：44)) ○教職員向けの「食に関する指導の手引」を活用した学校を中核とした家庭、地域での食育の取組を推進
138	・ こどもの健やかな成長及び発達並びに健康の維持及び増進のため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動や「健やか親子21」の普及啓発等を通じて、保育所、幼稚園、学校等と、家庭や地域等が連携した食育を推進する。(再掲)	厚生労働省 こども家庭庁	○令和3年3月31日に、第4次食育推進基本計画が策定されたことに伴い、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進に向けて、『「第4次食育推進基本計画」に基づく健康づくりのための食育の推進について』の通知を各自治体や団体に発出し、取組を実施 ○成育基本方針に基づく評価指標として、「朝食を欠食するこどもの割合」等を設定しており、目標達成に向けた取組を推進
139	・ 医薬品の適正使用等に係る普及啓発を実施する。	厚生労働省	○平成28年度から「妊婦・授乳婦を対象とした薬の適正使用推進事業」として、国立研究開発法人国立成育医療研究センターの「妊娠と薬情報センター」内に添付文書の改訂案を検討するためのワーキンググループを設置し、集積情報の整理・評価を行い、妊産婦・授乳婦への投与に関する情報の添付文書への反映を検討している。 ○平成29年度から「小児を対象とした医薬品の使用環境改善事業」として、公募(平成29年度から令和6年度までは国立研究開発法人国立成育医療研究センター)により、小児に対する医薬品の適正使用の推進のための情報提供の方策を検討するための評価検討会を設置し、文献情報や海外の情報等も併せて参考にしながら具体的な検討・評価を行い、小児の医薬品使用に関する情報提供を推進している。
140	・ 性的指向・性自認(性同一性)に関すること、女性・男性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進等の取組を進める。	法務省	○性的マイノリティに関する人権啓発動画の配信や人権啓発冊子の配布等
141	・ 性的指向・性自認(性同一性)に関すること、女性・男性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進等の取組を進める。	文部科学省	○社会教育においては、地方公共団体において社会教育の指導者として中心的な役割を担う社会教育主事の養成講習等において、人権教育についての説明をしており、各地方公共団体において、地域の実情に合わせて様々な人権教育が推進されるよう促進 ○令和6年10月、文部科学省主催で行った人権教育担当指導主事連絡協議会において、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への対応等についての通知や、教職員向けのパンフレット等について説明し、その際、有識者による性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への対応等についての講義を行い、周知
142	・ 性的指向・性自認(性同一性)に関すること、女性・男性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進等の取組を進める。	厚生労働省	○性同一性障害における診断や治療、相談先、各自治体での取組事例について、毎年の関係主管課長会議で周知
	4 記録の収集等に関する体制等		
	(1) 予防接種、乳幼児健康診査、学校における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策		
143	・ 個人の健康等情報を本人や家族が一元的に把握し、日常生活改善や必要に応じた受診、医療機関・学校等での正確なコミュニケーションに役立てるため、引き続き、PHR(Personal Health Record)を推進する。また、予防接種、電子処方箋、乳幼児健康診査、電子カルテ等の医療・保健情報について共有・交換できるよう、「全国医療情報プラットフォーム」の創設に向けた取組を推進する。そのため、乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化を推進する。また、「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」の議論を踏まえ、母子保健情報のデジタル化と利活用を進め、健康管理の充実や母子保健事業の質の向上等を図る。(一部再掲)	厚生労働省 こども家庭庁	○「データヘルス改革に関する工程表」に基づき、マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報を把握できるようにする仕組みを整備 ○予防接種情報の電子化に関し、デジタル庁において国民、医療機関、自治体の情報連携基盤(PMH:Public Medical Hub)を整備し、予防接種情報の連携に係る実証を複数の自治体で実施 ○令和2年6月より乳幼児健診の健診結果をマイナポータル上で閲覧できる仕組みを構築 ○デジタル庁と連携し、住民、医療機関、自治体の間で母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤(PMH:Public Medical Hub)を整備するとともに、令和5年度に引き続き、令和6年度も妊婦健診、乳幼児健診等の情報連携を複数の自治体で先行的に実施 ○医療機関間等で必要な電子カルテ情報を共有するための電子カルテ情報共有サービスについては、令和7年2月から順次モデル事業を開始。

本文	府省庁名	取組内容と実績
(2) 成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡原因に関する情報の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策		
144	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度より予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review:CDR）体制整備モデル事業を実施。（実施自治体数：10自治体（令和6年度）） ○CDRの広報啓発事業として、令和6年7月にCDRポータルサイトのデザインを更新。同年6年9月にCDR全国都道府県共有会議（モデル事業参画自治体以外も対象）を実施。同年11月にCDR都道府県共有会議（モデル事業参画自治体のみ対象）を実施。 ○成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業として、CDRに係る体制整備支援を実施。 ○厚生労働科学研究「子どもの死を検証し予防に活かす包括的体制を確立するための研究」（令和4年度-令和6年度）において、CDRの取組を推進するため、遺族への心理的支援の実施体制など子どもの死亡事例への対応について研究を実施。
145	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ○教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故の国への報告を集約し、「令和5年教育・保育施設等における事故報告集計(令和6年8月2日)」及び「教育・保育施設等における事故情報データベース（令和5年度分）(令和6年11月27日更新)」として公表するとともに、各都道府県を通じて周知 ○国の有識者会議（教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議）において、上記「事故報告集計」及び「事故情報データベース」や地方自治体による重大事故の検証報告を踏まえて再発防止策等について検討し、その結果を令和6年度年次報告としてとりまとめ公表するとともに、各都道府県を通じて周知（令和7年3月予定） ○検証報告書 地方自治体が行う死亡事故等の重大事故の検証について、各地方自治体の検証報告書を集約し、こども家庭庁HPで掲載
146	消費者庁 こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議の実施 ○こどもの事故防止に関する注意喚起をプレスリリース、メールマガジン、SNS等で以下のとおり実施するとともに、こどもの事故防止に係るハンドブックを希望のあった全国の市区町村等に配布 （注意喚起（プレスリリース等）：令和3年度 5件、令和4年度 3件、令和5年度 3件(うちこども家庭庁2件、消費者庁1件)、令和6年度 1件(うちこども家庭庁1件) メールマガジン：令和3年度 38件、令和4年度 37件、令和5年度 25件、令和6年度 14件 SNS(X(旧Twitter))：令和3年度 143件、令和4年度 165件、令和5年度 126件(うちこども家庭庁33件、消費者庁93件)、令和6年度 75件(うちこども家庭庁31件、消費者庁44件) ハンドブックの配布：約18万部、25府県、462市区町村 ※令和6年12月31日現在)
147	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○学校事故対応に関する指針に基づき、学校管理下における死亡事案等について学校の設置者等から報告を受け、国は提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知した。 ○学校事故対応に関する指針の実効性を高めるため、学校安全の推進に関する有識者会議における議論を踏まえ、令和6年3月に同指針を改訂。指針に基づく事故の未然防止及び事故発生時の対応等についてその徹底を呼びかけた。
148	消費者庁 こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議の実施 ○こどもの事故防止に関する注意喚起をプレスリリース、メールマガジン、SNS等で以下のとおり実施するとともに、こどもの事故防止に係るハンドブックを希望のあった全国の市区町村等に配布 （注意喚起（プレスリリース等）：令和3年度 5件、令和4年度 3件、令和5年度 3件(うちこども家庭庁2件、消費者庁1件)、令和6年度 1件(うちこども家庭庁1件) メールマガジン：令和3年度 38件、令和4年度 37件、令和5年度 25件、令和6年度 14件 SNS(X(旧Twitter))：令和3年度 143件、令和4年度 165件、令和5年度 126件(うちこども家庭庁33件、消費者庁93件)、令和6年度 75件(うちこども家庭庁31件、消費者庁44件) ハンドブックの配布：約18万部、25府県、462市区町村 ※令和6年12月31日現在)

本文		府省庁名	取組内容と実績
(2) 成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡原因に関する情報の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策			
149	<p>・ これらの取組の実施に当たっては、必要に応じてICTの活用を図るとともに、成育過程にある者のみならず、学校等の関係機関も含めた社会全体の意識を高めるための普及啓発を推進する。</p>	文部科学省	<p>○独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営する災害共済給付業務によって得られる死亡事故情報等を活用した調査研究を実施し、分析結果から得られる教訓を学校関係者等に提供するための取組を進めた。</p> <p>○幼児教育段階においては、平成28年に教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインを策定し、地方自治体と施設の連絡体制の整備等をガイドラインに記載</p> <p>○幼稚園、保育所、認定こども園等で発生した重大事故（死亡事故を含む）の発生件数等を毎年取りまとめ公表。</p>
(3) ICTの活用による成育医療等の施策の推進			
150	<p>・ 子育て世帯や関係行政機関等における手続負担の軽減、利便性・福祉の向上等に向けて、関連情報の発信に努め、ICT等の活用による成育医療等の各種施策を推進する。</p>	こども家庭庁	<p>○妊娠、出産、育児等に係る国民の子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における「児童手当」、「保育」、「母子保健」、「ひとり親支援」の子育て関連の申請について、マイナポータルの「お知らせ機能」・「自己情報表示機能」により、オンラインで手続等を行うことを可能とする子育てワンストップサービスの取組を推進</p>
151	<p>・ 「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」の議論を踏まえ、母子保健情報のデジタル化と利活用を進め、健康管理の充実や母子保健事業の質の向上等を図る。（再掲）</p>	こども家庭庁	<p>○デジタル庁と連携し、住民、医療機関、自治体間で母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤（PMH:Public Medical Hub）を整備するとともに、令和5年度に引き続き、令和6年度も妊婦健診、乳幼児健診等の情報連携を複数の自治体で先行的に実施</p>
152	<p>・ 市町村において、SNSを活用したオンライン相談等、母子保健事業におけるオンライン化・デジタル化等に関して、システム等の導入・運用に取り組むことが期待されるとともに、例えば、データを活用して、基本方針を踏まえた計画を策定することなども考えられる。都道府県においては、こうした取組について、広域的な連携等を支援することが望ましい。国は、都道府県による広域的な連携等の支援を推進する。</p>	こども家庭庁	<p>○母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業において、市町村におけるSNSを活用したオンライン相談や、母子保健に関するデジタル化に関する支援の実施。（母子保健対策強化事業実施市町村数：令和5年度597市町村）</p> <p>○令和5年度より、母子保健に関する都道府県広域支援強化事業の都道府県事業として、成育医療等に関する協議会を設置するとともに、協議会による検討・決定なども踏まえ、母子保健に関する広域支援を実施。（母子保健対策強化事業実施都道府県数：令和5年度12都道府県）</p>

	本文	府省庁名	取組内容と実績
	5 調査研究		
153	・ 社会的要因がこどもの健康に及ぼす影響も含め、妊娠・出産・育児に関する問題や成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題に対する調査研究を通じて、成育医療等の状況、施策の実施状況やその根拠となるエビデンス、科学的知見等を収集し、その結果を公表・情報発信することにより、政策的対応に向けた検討を行う。	こども家庭庁	○生殖・妊娠期、胎児期、新生児期、乳幼児期、学童・思春期、若年成人期、そしてまた生殖・妊娠期へと循環する各成育サイクルへの切れ目ない支援の充実を図るため、こども家庭科学研究（成育疾患克服等次世代成育基盤研究事業）30課題、AMED研究（成育疾患克服等総合研究事業）28課題、子ども子育て調査研究事業 5課題を実施
154	・ 「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」の実施を通じ、こどもの成長・発達に影響を与える環境要因（環境中の化学物質のばく露、生活環境等）を解明し、こどもが健やかに育つ環境の実現を目指す。	環境省	○2010年度より、約10万組の親子の協力のもと「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を実施（エコチル調査によって得られたデータを基に発表された論文数：707編（2024年11月末時点）） ○2023年度から開始した12歳の学童期検査を2024年度も継続して実施 ○開始時に策定した学童期（～12歳）までの基本計画を、13歳以降の調査の実施に向けて2022年度に改定し、2024年度から13歳以降の調査を開始
155	・ こどもやこどもを養育する者等の視点も踏まえつつ、成育医療等の提供に関する施策に係る知見の収集・分析等の調査研究を推進するとともに、施策の推進に関する提案や施策の進捗状況や実施体制等に係る客観的な評価、地方公共団体の取組の支援や人材育成等を行うシンクタンク機能の充実を図る。	こども家庭庁	○新たに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる国立成育医療研究センターにおける、成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業を実施。（成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業（令和7年度予算額：母子保健衛生対策推進事業委託費2.8億円の内数）） ○令和6年度は産後ケア事業、プレコンセプションケア、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）、母子保健課調査、出生前検査認証制度、成育医療等に関する広報の6つの事業に関して、国立成育医療研究センターに委託し、研究・データ分析や取組支援等を推進。
	6 災害時における支援体制の整備		
156	・ 災害時における授乳の支援や液体ミルクをはじめとする母子に必要な物資の備蓄及び活用を推進する。	こども家庭庁	○「災害時における授乳の支援並びに母子に必要な物資の備蓄及び活用について」（2019（令和元）年10月25日付け事務連絡）により周知
157	・ 地方公共団体において、乳幼児、妊産婦、発達障害児、医療的ケア児等の要配慮者に十分配慮した防災知識の普及、訓練の実施、物資の備蓄等を行うとともに、指定避難所における施設・設備の整備に努め、災害から子どもを守るための関係機関の連携の強化を図る。	内閣府	○総合防災訓練大綱（令和5年5月30日中央防災会議決定）の「3. 基本方針の（7）」で、「要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等をいう。）の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難場所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。」としているほか、「5. 地方公共団体等における防災訓練等の（8）」で、「「防災」と「福祉」の関係部局や地域の関係者（自主防災組織、社会福祉協議会等）が緊密に連携の上、要配慮者本人や要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として要配慮者が利用する施設をいう。）の管理者、さらには、NPO・ボランティア、地域企業の従業員等の参加を得ながら実施するよう努める。」としている。 ○令和3年5月に災害対策基本法施行規則が改正されたこと等を踏まえ、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改定し、市町村が施設管理者と連携し、指定福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送る上で良好な生活環境を確保するために必要な施設整備を行うことについて促進。また、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」を令和6年12月に改定し、指定避難所における要配慮者に対する支援体制を構築すること等を促進。 （令和6年11月1日現在、26,983か所の指定福祉避難所等を確保）
158	・ 医療的ケア児等の医療機器を使用する要配慮者への対応について、地方公共団体は、あらかじめ医療、保健、福祉等の関係者と連携を図るとともに、必要に応じて避難所における生活環境の整備に努める。	内閣府	○令和3年5月に災害対策基本法施行規則が改正されたこと等を踏まえ、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改定し、市町村が関係団体・事業所と協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう連携を図ること、市町村が施設管理者と連携し、指定福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送る上で良好な生活環境を確保するために必要な施設整備を行うことについて促進 （令和6年11月1日現在、26,983か所の指定福祉避難所等を確保）

本文		府省庁名	取組内容と実績
6 災害時における支援体制の整備			
159	・ 医療的ケア児等の医療機器を使用する要配慮者への対応について、地方公共団体は、あらかじめ医療、保健、福祉等の関係者と連携を図るとともに、必要に応じて避難所における生活環境の整備に努める。	厚生労働省	○令和2年3月2日の「医療計画の見直し等に関する検討会」による「第7次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」（別紙1）等を踏まえ、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の一部を改正（「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正について（令和2年4月13日付け医政地発0413第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知））
160	・ 都道府県は、災害時小児周産期リエゾンの養成・配置並びに平時からの訓練及び災害時の活動を通じて、地域のネットワークを災害時に有効に活用する仕組みを確立し、災害時には、被災地域における患者搬送や医療従事者の支援等を円滑に行うことができる体制を構築する。	厚生労働省	○小児医療の体制構築に係る指針において、災害時に、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、都道府県が「災害時小児周産期リエゾン」を任命することについて記載 ○災害時小児周産期リエゾン養成研修事業により、災害時小児周産期リエゾンの養成研修と技能維持研修に係る費用を支援 ○全国の災害時小児周産期リエゾン任命人数：1,179人（令和6年10月時点）
161	・ 今般の新型コロナウイルス感染症流行下における対応も踏まえ、災害発生時や新興感染症まん延時においても母子保健事業を継続して提供できるよう、引き続きオンライン化・デジタル化等を推進する。	厚生労働省 こども家庭庁	○令和4年度より、母子保健対策強化事業（うち、母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業）において、SNSを活用したオンライン相談などを実施を推進。（母子保健対策強化事業実施市町村数：令和5年度597市町村）
162	・ 新興感染症患者を受け入れる周産期・小児医療機関の設定や、他の医療機関との役割分担について、その状況の把握及び検証を行い、その結果を踏まえ、必要な検討を行う。	厚生労働省	○周産期医療の体制構築に係る指針および小児医療の体制構築に係る指針において、新興感染症の発生・まん延時への対策として、地域の周産期・小児医療体制について周産期医療・小児医療に関する協議会等においてあらかじめ協議すること、妊婦・小児のトリアージや入院等に係るコーディネートをを行う災害時小児周産期リエゾン等の人材を養成するとともに、その活用について平時から検討することについて記載している。
7 成育医療等の提供に関する推進体制等			
163	・ 国、地方公共団体のみならず、地域、学校や企業等も含め、地域社会全体でこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの観点から、成育医療等におけるソーシャルキャピタルの醸成を推進するなど、社会全体で成育医療等に関する取組を推進していく。	こども家庭庁	○成育基本法やこれに基づく各種施策の周知啓発等を通じ、成育医療等の推進に対する社会の理解を促進
164	・ 成育医療等の各種施策に関する各地域の優良事例の横展開を通じて、各地域の施策の向上を図る。	こども家庭庁	○社会的養育専門委員会における児童福祉制度や母子保健制度等の議論において、児童虐待対応と母子保健の一体的な取組を行う自治体を紹介する等、各種施策の向上に資するよう取組を推進 ○調査研究で把握した母子保健と児童福祉の一体的な相談体制を国のホームページや各地域での行政説明等で周知するとともに、一体的な支援等の取組事例を調査研究を通じて引き続き収集している。
165	・ 子育て世帯や関係行政機関等における事務負担の軽減や利便性向上等に向けて、関連情報の発信に努め、ICT等の活用による成育医療等の各種施策を推進する。（再掲）	こども家庭庁	○妊娠、出産、育児等に係る国民の子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における「児童手当」、「保育」、「母子保健」、「ひとり親支援」の子育て関連の申請について、マイナポータルの「お知らせ機能」・「自己情報表示機能」により、オンラインで手続等を行うことを可能とする子育てワンストップサービスの取組を推進
166	・ こどもやこどもを養育する者等の視点も踏まえつつ、成育医療等の提供に関する施策に係る知見の収集・分析等の調査研究を推進するとともに、施策の推進に関する提案や施策の進捗状況や実施体制等に係る客観的な評価、地方公共団体の取組の支援や人材育成等を行うシンクタンク機能の充実を図る。（再掲）	こども家庭庁	新たに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる国立成育医療研究センターにおける、成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業を実施。（成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業（令和7年度予算額：母子保健衛生対策推進事業委託費2.8億円の内数）） ○令和6年度は産後ケア事業、プレコンセプションケア、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）、母子保健課調査、出生前検査認証制度、成育医療等に関する広報の6つの事業に関して、国立成育医療研究センターに委託し、研究・データ分析や取組支援等を推進。